

民族共同体と指導者―憲法体制

南 利 明

第一章 民族共同体の建設と新たな憲法体制の構築

第二章 指導者―憲法体制の構成

一 指導者と被指導者団

二 指導者の権威と被指導者団の忠誠

三 指導者による民族指導

四 民族指導とテロル

五 民族指導の全体性

六 民族指導の運動性

七 ゲルマン的民主主義

八 政治的騎士団としての党

九 政治指導部

第三章 指導者―憲法体制の特質

民族共同体と指導者―憲法体制

- 一 指導者権力の非国家的性格
 - 二 指導者権力の根拠としての種の同一性
 - 三 指導者の地位の特性
 - 四 人格の指導としての民族指導
 - 五 人格的授権と指導の実行
 - 六 指導者の無謬性と歴史による審判
- むすび ドイツ民族であるすべての者の血によって署名された永遠の法典

第一章 民族共同体の建設と新たな憲法体制の構築

ヒトラーは、一九四〇年五月三日、ちょうどドイツ軍がフランスをはじめヨーロッパ諸国を席卷する前後の頃、ベルリンのスポーツ宮殿に集まった六〇〇〇〇人の士官候補生を前にして、ドイツ民族の比類のない優秀性を次のように確認し、強調してみせた。「八二〇〇万のドイツ系ゲルマン人―単一人種の国家としては、中国を除けば、今日われわれは世界中でもっとも人口数の多い国家をなしている。この世界にはドイツ民族より以上に優れた民族は存在しない。ここには人口数の面から最強の民族が存在する。さらにそれだけでなく、価値的にもっとも優れた民族が存在している」⁽¹⁾と。つまり、ヒトラーによれば、人類の歴史を長年規定してきた地球支配をめぐる諸人種・諸民族の戦いの中で「世界支配への参加の権利をドイツ民族より以上に有する民族は存在しなかった」⁽²⁾のであり、ドイツ民族は、「疑いもなく即自的に世界支配を運命づけられた民族」⁽³⁾として、人種戦争の最後の勝利者に与えられる「持ち回りの優勝カップ」を手にすべき民族であっ

たということになる。⁽⁴⁾

しかしながら、この演説から十数年前、『我が闘争』を執筆した当時、彼の認識は明らかにこれとは異なるものであった。そこでは「ドイツは決して今日世界強国ではない」と断定され、さらに次のような疑問が投げかけられていた。「現在のドイツライヒのように人口と領土の關係が惨めな状態となっている組織は、今日この遊星上ではたしていかなる意味をもつてあろうか」と。それでは、何故、本来最高・最強であるはずのドイツ民族が先の大戦に敗れ、彼がいうところの「五〇万平方キロになるかならぬかの笑うべき領土」に押し込められてしまったのか。『第二の書』は、こうした疑問に対し、一九一八年の敗戦の原因を、軍事面ではなく、むしろ「当時から既に顕現し、今日ますます顕著になってきた〔ドイツ民族の〕内面的墮落」に求められなければならないとして、二つの「分裂」を挙げていた。即ち、「政治的世界觀的分裂」と「血の分裂」がそうであった。⁽⁶⁾

前者の分裂については、一九三〇年にエアランゲン大学で行われた演説の中でも、「今日のわれわれの状況は多くの点で三〇年戦争の後の時代に類似している」⁽⁷⁾との認識が繰り返されていたが、同じ年の秋、国防軍訴訟の場に弁護側証人として出廷したヒトラーは、こうした分裂の原因をマルクス主義と民主主義に求め、長年ドイツが経験してきた小国家分裂の状態にとどまらない、より新たな、そしてより深刻な分裂について自らの見解を次のように披露していた。即ち、それらによりもたらされた「国際主義の跋扈」、「自己保存及び闘争本能の衰退」、「人格価値の輕視」の結果、ドイツ民族にとつて人種戦争の最終勝利者となるために必要不可欠な固有の精神と力、つまりは「ドイツ的なるものの本質」が壊滅状態へと追い込まれてしまった。⁽⁸⁾と。

この第一の墮落は、彼の頭の中で、さらにもう一つの、おそらくはより深刻な墮落と密接に結び合わされていた。「血の分裂」がそれである。『我が闘争』の中でヒトラーは次のようにいう。「残念ながらわがドイツ民族はもはや統一的な人種の中核に立脚するものではない。血統上単一民族が存在しなかったという事実がドイツ民族を言語に絶する苦難に陥れ、

ドイツ民族から支配者たる権利を奪い取ってしまったのである」と。さらに彼がいうところの劣等人種、とりわけユダヤ人による血の汚濁を含め、一九一八年の崩壊の「もっとも深い究極の原因」は、ドイツ民族がこうした血の分裂を長年放置し、「人種問題、及びそれが諸民族の歴史的発展に対してもつ意義を認識しなかつたこと」に求められるべきものとされたのである。⁽¹⁰⁾

ところで、ヒトラーが繰り返し言及する「民族」が、近代以降の国民国家が前提とし、根拠としてきた人工的な民族概念と異なるものであったことは明らかである。民族というものを、人種や宗教等とはかかわりなく、「一つの国家の中に統一された諸個人の総体」としてとらえ、「民族(Volk)」と「国民(Nation)」を同義とみなす、そうした従来の観念に対し、ナチズムは国家という境界を越えた「人種(Rasse)」に基礎を置く自然的な民族概念を対置しようとする。たとえばクルーゲ/クリューガーは、民族の本質は「血の自然的共有によって規定された生物学的統一」に求められるべきもの⁽¹¹⁾という。ドイツ民族に限らず、地球上に存在する民族のそれぞれは、或る何らかの人種、通常は類縁の複数の人種を基礎として構成され、支配人種の長年にわたる精神的活動により生み出された言葉、精神、心情、習俗、宗教、道徳等の歴史的文化的特徴を共有する共同体であるとみなされた。⁽¹²⁾ その意味において、ナチズムが自らの思考と行動の出発点に置いた民族とは、「人種共同体」であると同時に、「文化的共同体」でもあり、後者の共同体にとって、とりわけ支配人種が生み出す「民族の共通の運命」が決定的に重要なものであると考えられた限り、それは端的に「運命共同体」⁽¹³⁾と呼ばれるべきものでもあったのだ。⁽¹⁴⁾

それでは、ドイツ民族の場合はどうであったのか。基本的な構成人種として、北方人種、アルプス人種、ディナール人種、東方バルト人種、ファールン人種、地中海人種が挙げられ、中でも、最大の勢力を占め、「もっとも価値ある最高の人種」とみなされた北方人種が何千年来民族の肉体と精神の両面にわたって「ドイツ的なるものの本質」を刻印し、決定してきたと考えられたのである。⁽¹⁵⁾ つまり、ナチズムにとって、ドイツ民族とは、北方人種を中核とし、その類縁の人種か⁽¹⁶⁾

ら構成される「種共同体」であると同時に、北方人種の影響下に生み出された共通の歴史と文化により結ばれた「運命共同体」に他ならなかったということになる。

何故ヒトラーが「世界觀的分裂」と「血の分裂」の中にドイツ民族の「内面的墮落」を見たのか、もはや明らかであろう。民族が「種」と「運命」を共有する共同体であるとみなされた限り、二つの分裂はドイツ民族の勝利どころか、民族の存在そのものを崩壊させかねない危険性を孕んでいたのである。ドイツを敗戦に導き、大戦後もますますその度を加える二つの墮落に歯止めをかけ、種と運命の両面において失われた「民族の団結」を取り戻さない限り、神から世界支配の権利を与えられたはずのドイツ民族といえども、諸民族の戦いの舞台から戦わずして姿を消さなければならなくなるにちがいない。⁽¹⁷⁾「民族の内面的価値を計画的に育成増進する」ことにより「ドイツ民族という身体を鍛え強化すること」、⁽¹⁸⁾それこそがヒトラーにとって最終目標に到達するため着手されなければならない緊喫の課題であったのだ。合法革命による国家権力の完全掌握はそのための準備段階に過ぎなかった。「指導者(Führer)」の地位が国民投票により承認された翌日の布告の中で、ヒトラーは、「国家権力をめぐる一五年間の戦い」に引き続いて、「わが愛する民族のための戦い」が開始されねばならないとの宣言を行うことになるが、既にこの一年余り前、新たな戦いの一翼を担うべき突撃隊の前に、彼ら待ち受ける「未来の使命」が何であるかについて次のように語っていた。「われわれは権力を握っている。いかなる者もわれわれに抵抗することはできない。しかし、今後われわれはこの国家のためにドイツ的人間を育成しなければならぬ。巨大な仕事が始まるであろう。」⁽²⁰⁾

「民族共同体の建設」、即ち、「種」と「運命」の両面にわたるドイツ民族の再構成、それこそが「巨大な仕事」の内容であり、目指すべき「未来の使命」であった。この課題が達成されてはじめて、ドイツ民族は地球支配をめぐる諸民族・諸人種の戦いの舞台に立つことが可能となる、それがヒトラーの基本認識であり、『我が闘争』及び『第二の書』を一貫するモチーフであった。これら二つの書が元々世界支配に定位し、その実現の方法論として書かれたものであったことは、

『我が闘争』の最後の箇所を一読すれば明らかであろう。「人種墮落の時代に自国の人種的要素の保護育成に専心した国家はいつか地球の支配者となるにちがいない。捧げられる犠牲の大きさが予想される成果と比較して不安な気持ちを惹き起こす時、わが運動の信奉者は決してそのことを忘れないで欲しい。」⁽²¹⁾

しかしながら、こうした言にもかわらず、民族共同体の建設という課題を単に近い将来予想される全体戦争に備えた国内の体制作りといった観点からのみとらえようとするならば、この「巨大な仕事」に秘められたより重要な意図を見誤ることとなる。それでは、そこに託されたヒトラーの意図とははたして何であったのか。この疑問を解き明かす一つの手掛かりとして、『全権授与法』の審議が行われた一九三三年三月二三日の国会での彼の演説を引いておこう。ヒトラーは新たな政治指導部に与えられた「課題」、「目的」が何であるかにつき次のように自らの見解と方針を明らかにしていた。

「われわれの政治的、道徳的、経済的生活の崩壊の原因は、われわれの民族体がその内部に多くの欠陥を抱えていることにあり、それ故、将来にわたり、真の再建を妨げる恐れのあるあらゆる欠陥を民族の生活の中から排除することが国民革命政府の目的である。マルクス主義の誤った教説により招来された国民と国家の世界観的分裂は、共同体生活の可能性を根こそぎ奪い取るもの以外のなにもでもなかった。諸階層・諸階級の対立や利害を超越した真の民族共同体の建設のみが人間精神の迷妄の温床を永久に断ち切ることを可能にする。民族共同体の内からの崩壊が常に憂慮すべき国家最高指導部の権威の弱体化を不可避的とした原因であった。国民と国家の指導の精神的かつ意思的統一を確立することが国家指導部の義務である。ライヒの広範な改革は生き生きとした発展の中からのみ生じうる。その目的は、民族の意思と真の指導の権威が結びついた一つの憲法体制(Verfassung)を作りあげることではない。」⁽²²⁾

以上の発言からも明らかとなることは、ここに掲げられた「国民と国家の指導の精神的かつ意思的統一の確立」、つまりは「民族共同体の建設」という課題が「一つの憲法体制の構築」と不可分のものとしてとらえられ、前者が後者の前提条件として位置づけられていたという事実である。共同体再構成の「目的」は、右の引用箇所の最後にもはっきりと確認

されているように、「一つの憲法体制を作りあげること」にあったのだ。むろん、既に述べた通り、共同体の建設が世界戦争のための準備作業といった性格を持ち、また目的としていたことは間違いない。しかしながら、それと同時に、ヒトラーの頭の中では、それは、単なる戦争準備を越えた、従来の憲法体制を根本的に作り直すという、より大きな意義と射程をもつ課題として位置づけられていたということである。彼は、一九三五年の党大会における閉会演説の中でも、このことをもう一度繰り返し確認することになる。この中で、党の歴史的使命を、ドイツ民族に対する世界観教育による民族共同体の建設、とりわけ民族指導及びその権威の保障の実現に求めたヒトラーは、さらにこの後、かかる作業が最終的にいかなる課題に定位するものであったかを次のように明らかにしていた。即ち、「こうした確固たる基盤から新たなドイツライヒの憲法体制が生まれることとなるであろう」と。

もっとも、この課題を、一般にわれわれが通常その言葉から理解する意味で、国家の憲法典の改正、新憲法典の制定といった事柄としてとらえようとするならば、課題のもつ意義と射程を見誤ることになる。あるいは、『民族及びライヒの困難除去のための法律』をはじめ、ライヒ改革に重要な役割を果たした『民族及び国家の保護のための大統領令』、『強制的同質化法』、『ライヒ代官法』、『政党新設禁止法』、『党と国家の統一法』、『ライヒ新構成法』、『元首法』等が、しばしばワイマール憲法に代わる第三ライヒの基本法と目されたにせよ、ここで求められた憲法体制を構成するものでなかったことも確かなところであった。これらの法令は、国家指導部にとって、所詮彼らがいうところの「ライヒの広範な改革」を可能にするための一つの手段⁽²⁴⁾といった意味をもつものでしかなかったのだから。その点では、シュミットが『全権授与法』を「暫定」憲法と呼んだことはあながち的外れなものではなかったのかもしれない。

リストウは、従来の国家に見られるこうした「規範の束」⁽²⁵⁾としての憲法典に対して、「民族の種に即して形成される共同体の生が新たなライヒの憲法を構成する」という。ブラウセは、より端的に、「民族共同体は民族共同体そのものとして既に憲法である」とする。「憲法の統一を根拠づけるものは、伝統的意味における国家ではなく、指導者と被指導者団

(Gefolgschaft)から成る民族共同体である」と。⁽²⁶⁾ こうした発言からも既に或る程度うかがえるところであるが、「憲法体制の構築」とは、ヒトラー自身が、一九四二年の或る演説の中で、「民族共同体の建設がなければ、それは単なる国家法上の出来事に過ぎないものとなったであろう」と語っていたように、⁽²⁷⁾ 通常の意味での国家の憲法典の改正や制定といった枠組みをはるかに超える意義と内容をもつ課題であったことは間違いない。

それでは、「民族の意思と真の指導の権威が結びついた一つの憲法体制」とはどのような憲法であったのか。結論を先取りしていうならば、それは、国家ではなく、民族共同体の存在を前提に、民族の種を代表し民族の運命を体現する一人の「指導者」が「民族の意思」と「真の指導の権威」を結び付ける結節点として憲法体制の中心に位置する、⁽²⁸⁾ そうした憲法であった。その意味で、この憲法は、従来の国家が中心に位置する国家—憲法体制(Staats-Verfassung)ではなく、⁽²⁹⁾ それに代わる、文字通り、「指導者—憲法体制(Führer-Verfassung)」の名で呼ばれうるにふさわしいものであったのだといえよう。

第二章 指導者—憲法体制の構成

一 指導者と被指導者団

「人間の不平等性」、それが憲法構成の一切の出発点であった。⁽³¹⁾ 人種の平等性の観念の否定に基づき、ナチズムが、一方で、高等人種による劣等人種の支配を正当化し、他方で、それぞれの人種の有する遺伝的価値によるドイツ民族体の再編成を主張することについては、前者で詳しく紹介したとおりである。⁽³²⁾ しかし、不平等性の原理のもつ重要性は、単にそうしたことに留まらず、それが同じ人種、民族に属する個々の成員に対しても妥当し、さらにはそこから由来する能力の位階性が新たな指導者—憲法体制のもっとも基本的な構成原理ととらえられたことにあった。⁽³³⁾

「血、つまりは人種的基礎一般が有する意義を承認することから生まれる究極の諸帰結はこうした評価を個々の人間に適用することである」、そのように『我が闘争』はいう。「一般に諸民族がその人種的帰属によりさまざまに評価されなければならぬとして、同様のことは民族共同体の個々の人間についてもあてはまる。民族のそれぞれが平等ではないように、民族共同体の個々の構成員もまたそうなのである。それというのも、大きく見れば血の要素は同じであるにせよ、個々の人間の間には千差万別の細かい差異が存在するからである」と。(34) こうした認識から出発して憲法の再構成が次のように結論される。「民主主義的人衆思想を拒否し、最良の民族、それ故、最高の人間にこの地球の支配権を与えようとする世界観は、この民族の中にあっても、同じ貴族主義的原理に基づき、最良の人物に民族の指導と最高の影響力を保障するようにしなければならない。……民族主義国家は、全体の指導、とりわけもっとも高位の政治指導を多数決という議會主義的原理から完全に解放し、それに代わって人格の権利を異論の余地なく保障しなければならない。そこから次のような認識が生まれてくる。即ち、最良の憲法は、民族共同体の最良の頭脳を持った人物を重要かつ影響力を持った指導的地位に就けるものである」と。(35)

このおよそ一〇年後、将来の政治指導者を前に行った或る秘密演説の中でも同様の考えが繰り返されている。即ち、「民族指導の最高原理は、民族全体が自らの生存にかかわる問題全体を洞察する能力を欠いていることにある。諸大陸を跨ぎ、二〇年も三〇年も先の民族の生存にかかわる問題を、何かちっぽけな村や町で暮らす一人の人間がどのようにして見通すことができるであろうか。誰もそれが可能であるなどと主張しようとはしないで(36)と。つまり、民族指導の根柢は民族の一般の成員の政治的無能力に求められるのであり、そのことの故に、民族の最良の人物が、彼らに代わって、「責任ある判断に従って、(民族全体の) 諸力を、しかるべき課題に向けて、適切な方法で、適切な場で、適切な時期に投入する」(37)能力を有する者として、民族指導の地位と権能を付与されることになるというわけであった。

民族の指導的地位を約束された一人の指導者に対し、共同体の他のすべての成員は、彼により指導される者、即ち、

「被指導者団」として位置づけられる。⁽³⁸⁾それは、国民国家の国民団がそうであるように、法的請求権の主体として国家に對峙し、積極的には国籍の共有以外のなものも要求されない自由で独立した個人の集合体といったものではなかつた。⁽³⁹⁾彼らは、なるほど指導者から明確に区別されるが、しかし相對立するものでは決してなく、指導者と同じ精神を有し、同じ運命に従い、同じ最終目標の実現に貢献しようとする者の団体であり、逆にまた、そうした者だけがこの団体の分肢たる資格を有することになる。そして、すべての事柄が「種の同一性(Artgleichheit)」⁽⁴⁰⁾に收斂することは、「世界觀は血によって条件づけられて⁽⁴¹⁾」とのシュラウトの言葉にあるとおり、精神、運命、最終目標の同一性がすべてそこに起源を置き、そこから由来するものであつたことからも明らかとなつてあつたろう。⁽⁴²⁾

指導者と被指導者団が、種と運命の共有を唯一の根拠として、一つの統一のかつ位階的な不可分の全体、即ち、民族共同体を構成する。⁽⁴³⁾能力の面で決定的な差異が存在するとはいへ、両者はいわば弁証法的な關係にあり、指導者は被指導者団によってはじめて指導者となり、逆に、被指導者団は指導者によってはじめて被指導者団となる。⁽⁴⁴⁾当然のことながら、指導者なしの被指導者団がありえないように、被指導者団なしの指導者もありえなかつた。それらは共に一つの統一体を成し、同時に生まれ、同時に消滅する。⁽⁴⁵⁾それ故に、被指導者団もまた、指導者がそうであるように、新たな憲法体制の「構成原理」として⁽⁴⁶⁾「憲法の形象と精神を規定する」ものであつたことは間違いない。⁽⁴⁷⁾ヒトラーが、一九三三年の党大会で、「われわれの生の全体は、指導者と被指導者団の間で生じ、経過する⁽⁴⁸⁾」と語つた時、彼はそのことによつて新たな憲法体制のもつ決定的な構造的特徴を明らかにしたと解することができるであらう。⁽⁴⁹⁾

二 指導者の權威と被指導者団の忠誠

指導者と被指導者団の關係は、市民国家がそうであるような意味で、前者を後者の「代表」あるいは「機関」としてとらえられるものではなかつた。それというのも、指導者の有する民族指導の「權威」は、統治者と被治者の關係に見られるように、決して被指導者団の同意や承認に依存するものでも、また彼らの負託によるものでもなかつたからである。⁽⁵⁰⁾ま

して、「内的に根拠づけられ、正当化された威信」と位置づけられた權威が、単なる外的な力や強制力から生まれてくるものでなかったことはいうまでもない。⁽⁵²⁾ 指導者の權威は、意思であれ、力であれ、何らかの主観的な行為の結果ではなく、そうしたものは無関係に、客観的に、共同体の存在それ自体から由来し、それに深く根ざすものと考えられたのである。⁽⁵³⁾ それでは、指導者の權威が共同体に由来するとして、その根拠は具体的にどこに求められるべきであったのか。

この問題を検討する上で先ず確認すべきは、民族共同体は、種と運命を共有する共同体として、既に前もってそれ自体に内在する「固有の形成・発展法則により支配される有機的統一⁽⁵⁴⁾」とみなされたという事実である。「固有の」という形容からも明らかのように、この法則は、他の民族には見られない、明らかにそれらとは異なる、ドイツ民族、より正確には北方人種の血に由来し、あるいは照応するものであった。こうした法則は、しばしばドイツ民族の「生存法則」(Lebensgesetz)⁽⁵⁵⁾あるいは「自然法則」(Naturgesetz)⁽⁵⁶⁾、「神の法則」(Gottesgesetz)⁽⁵⁷⁾とも称されたが、具体的には、北方人種の長年にわたる活動から生み出されたドイツ民族の目標や使命、精神、価値観、さらには共同体の生を規定するさまざまな原理、たとえば、血の純粹性の原理、全体性の原理、不平等性の原理、貴族主義原理、生存闘争の原理、選抜・淘汰の原理、指導者原理、人格原理、責任原理、忠誠原理等々がそうであった。そして、これらの目標や原理等がドイツ民族の「世界観」全体を構成するものとされたのである。⁽⁵⁸⁾ このような世界観の中から、一例として、「血の純粹性の原理」に関してシエムが語っているところを紹介しておこう。「われわれは、人種の純粹性の維持、北方人種の種の保存をこの宇宙に住む人間という種の中に書き込まれた自然法則であるとみなす。自然法則は神の法則でもある。したがって、人種の純粹性に対する一切の侵犯は神の意思に対する侵犯である」と。⁽⁵⁹⁾

こうした世界観は、血の分裂と汚濁が支配し、マルクス主義や個人主義等の異質なイデオロギーが跋扈する時代、大抵の場合、実現されないまま、その存在それ自体が一般に秘匿され、あるいは時として故意に隠蔽されてきた、いわば民族の内奥の秘密といったものであった。民族の中の「最良の頭脳」を持つ者だけが、秘匿や隠蔽を打ち破り、共同体の内奥

に潜む民族の目標や使命、法則を、錯綜した多様な意見や願望の混沌の中から、もっとも純粋な形で認識し、さらに形を与え、実現させる能力を有するのであり、こうした能力の故に、彼はドイツ民族の指導者として、共同体の中心に立ち、最終目標の実現に向かって民族を指導する権威を手にする者となる。⁽⁶⁰⁾したがって、指導者の権威の根柢は、しばしば主張されたように、⁽⁶¹⁾単に民族の理念への奉仕や、共同体の生存法則への内的拘束といった点に求められうるものではなかった。そうしたことは個々の民族同胞にとっても同様であったろう。より根源的には、彼が、最良の頭脳の所有者として、共同体に内在する民族の世界観を、他の民族同胞の誰よりも、「もっとも純粋に体现し、もっとも完全に表現し」うる者であることにこそあったのだ。⁽⁶²⁾

それでは、「最良の頭脳」そのものは何に由来するものであったのか。むろん、それが単なる知的能力の問題でなかったことはいうまでもない。それは、その者が「民族のもっとも優れた血から生まれた者」⁽⁶³⁾であることの証に他ならず、そのことの故に、彼は自らの人格に民族の運命と精神、より端的には民族そのものを「体现(Inkarnation)」する者⁽⁶⁴⁾として、共同体の法則と原理を明るみに出し、民族の歴史的課題を実現する能力を有する者となったのだ。⁽⁶⁵⁾したがって、「民族の最良の息子」として指導者が手にする民族指導の権威は、⁽⁶⁶⁾まさしく彼の遺伝素質に刻み込まれた、彼に固有の、彼の人格を構成する生得のものに他ならなかったといえよう。⁽⁶⁷⁾指導者が決して人為的に教育し、育成されうるものでないと考えられたことはこうした理由による。⁽⁶⁸⁾ゲッベルスがヒトラーへの手紙の中で主張していたように、指導者は、「民族が必要とする時には常に既にそこに存在する」のであり、選ばれるものではなく、いわばより高次の審級から民族に与えられ、民族により発見されるものであったのだ。⁽⁶⁹⁾それ故、指導者は「一回限り」の現象であり、⁽⁷⁰⁾民族指導の権威もまた指導者の人格と不可分の「一回限り」のものとして、⁽⁷¹⁾指導者の死とともに終了し、⁽⁷²⁾他のいかなる者にも譲渡不可能なものであったと結論される。⁽⁷³⁾⁽⁷⁴⁾

指導者の権威に被指導者団の「忠誠」が対応する。「忠誠こそ汝の名誉」との言葉に象徴されるように、指導者への忠

誠は、共同体に生きる民族同胞にとって、それへの違背が共同体からの追放を意味する、最大の掟とみなされた。⁽⁷⁵⁾ 民族の最終目標の実現に向けた無私の全人格的奉仕と自己犠牲性、それが忠誠の本質を構成する。⁽⁷⁶⁾ 権威がそうであったように、忠誠もまた共同体の存在抜きには考えられないものであり、⁽⁷⁷⁾ 遺伝素質の共有を前提に、指導者との人格的合一に基づいて生じる、一回限りの、それ故、彼の死とともに終了する、代替不可能な現象であった。⁽⁷⁸⁾ 民族同胞は、同じ精神、同じ運命、同じ最終目標を共有する限りにおいて、そして、何よりも指導者が民族のもっとも優れた血の所産として民族そのものを体現する限りにおいて、彼の人格全体に対して忠誠を誓約する。⁽⁷⁹⁾ この誓約は、国民国家の統治者と被治者の関係に見られる契約、信託がそうであるように、民族同胞の自発的な選択や意思決定等に由来するものではない。彼らの意思とは無関係に、共同体の分枝として彼と同じ血を持って生まれたことから当然に生じる指導者の権威への内面からの呼応に他ならなかった。⁽⁸⁰⁾ テイエラックが「忠誠はもっとも重要なドイツ的遺産(Erbgut)である」と主張するように、忠誠は、⁽⁸¹⁾ いわば種に即し、種に根拠づけられた、その意味で民族同胞一人一人の遺伝素質の中に刻み込まれた生得のものであった。⁽⁸²⁾

三 指導者による民族指導

指導者の権威と被指導者団の忠誠を根拠にして、共同体内で指導者による民族に対する「指導(Führung)」の権能が生まれる。フーバーは、この指導に「〔指導者〕憲法体制に生命を吹き込む核的概念」を見い出すことが可能であるとする。⁽⁸³⁾ あるいは、フォルシュトフもまた「指導は憲法体制を支える根本原理である」という。⁽⁸⁴⁾ この概念が共同体と不可分のものであったことについては、ブラウセが指導に与えた以下の規定からもハッキリと読み取ることができるであろう。即ち、「指導は、共同体の中で、共同体に関して行われる特殊な政治的行為である。それは共同体を生成させるダイナミックな力である。それは、それによって共同体が形成され、〔従来の〕生が作り変えられ、〔新たに〕形を与えられる指導者の存在であり、活動である」と。⁽⁸⁵⁾ それでは、指導者―憲法体制の中で、そもそも指導とは具体的にいかなる「政治的行

為」のことであつたのか。指導のもつ「特殊性」とははたしていかなるものであつたのか。

まず、指導者による被指導者団に対する指導の目的が民族の最終目標の実現にあつたことが確認されねばならない。最終目標に定位し、民族のすべての生を整理するために必要とされる指導者の一切の活動が指導の内容を構成する。⁽⁸⁷⁾ 指導は、独裁や専制、あるいは統治と同様、或る種の政治行為であるにせよ、しかし、種と運命の共有によって構成される共同体を前提とし、指導者と忠誠により結ばれた被指導者団を対象として行われる限りに於いて、独裁や専制から、さらには支配それ自体からも明確に区別されなければならないものとされた。⁽⁸⁸⁾ たとえばシュミットは、「指導は、指揮、命令、中央集権的・官僚的な統治のいずれでもなく、また何か任意の仕方での支配といったものでもない」という。「支配や命令にはいくつもの形態が存在するし、また善であり、正しく理性的な支配や命令権力の形態についても同様である。しかし、それらはいずれも指導ではない。イギリス人がインド人やエジプト人に対して行った支配は、たとえ多くの理由から正当化されるものであつたにせよ、指導とはまったく異なつたものであつた。」⁽⁸⁹⁾

すべては共同体の有無にかかつていた。⁽⁹⁰⁾ 絶対主義国家における専制であれ、独裁国家における独裁、あるいは市民国家の統治であれ、それらは、いずれも共同体の存在を前提とするものではなく、その限り、統治者による被治者に対する支配として、共同体における指導とは明らかに異なるものとみなされた。⁽⁹¹⁾ それは、市民国家におけるように、たとえ統治が被治者の同意に基づくものであつた場合も同様である。何よりも先ず、それぞれの国家形態において見られる君主―臣民の関係、独裁者―国民の関係、政府―国民の関係は、指導者―被指導者団の関係と比較し、その前提において大きな相異があつた。関係の形態は多様なものであれ、いずれの場合も、そこには、共同体に固有の要素、即ち、運命と世界観の共有性、権威と忠誠の関係、さらにはそれらを生み出す種の同一性そのものが欠落してゐたのだから。そのことは同時に、これらの国家においては、共同体とは異なり、統治がそれに準拠すべき何らかの法則や掟、原理が予め存在するものではなかつたことをも意味してゐた。ヒトラーが、諸人種の混合は構成員の態度決定の混乱や対応の不統一を惹起し、し

たがって統一化のためには「強制力 (Zwang)」の行使を不可避とせざるをえないとしていたように、専制や独裁はむろんのこと、市民国家における統治の場合もまた、統治者の意思は、最終的には、「実力 (Gewalt)」の存在によって担保されなければならないのである。それは二重の意味においてそうであった。一つは、相対立する多様な価値観や利害の中から法律等の準拠すべき規範を決定するためであり、今一つは、定立された規範を反対や抵抗を打ち破って貫徹するためであった。⁽⁹³⁾そこでは、秩序は、常に、力によって裏打ちされた統治者の支配への意思としての「命令」と、被治者の側の外的な「服従」により実現されるものとなる。君主制、独裁制、民主制にかかわらず、その形態と内容の如何は別に、必ず実力装置としての統治機構、即ち、国家権力が必要とされ、存在したのは、こうした理由による。

指導はあらゆる面でこのような支配とは異なるものと考えられた。たとえばトリーペルは、「指導は支配の『対極』に位置するものである」という。何よりも先ず、それは共同体の存在を前提とし、そこにおいてのみ可能となる政治的行為であった。⁽⁹⁴⁾民族の子である指導者が、共同体の生を規定する法則や原理に基づき、被指導者団に対し最終目標に至る道筋と方策を指し示し、自らもまた「Richtmann」、⁽⁹⁶⁾「Vorkämpfer」として、⁽⁹⁷⁾民族の先頭に立って行動する。⁽⁹⁸⁾他方、被指導者団は、指導者の呼び掛けに対し内奥から呼応し、⁽⁹⁹⁾単なる服従者ではなく、指導者の「Mitarbeiter」、⁽¹⁰⁰⁾「Mitschöpfer」として、これもまた、最終目標の実現に向け、⁽¹⁰¹⁾民族の生存法則に基づき、共に積極的に行動、協力する。⁽¹⁰²⁾支配が、人為による法律の執行として、⁽¹⁰³⁾実力によって担保された命令と服従を本質とするならば、指導は、天与の生存法則の執行として、⁽¹⁰⁴⁾権威によって担保された呼び掛けと呼応を本質とする。⁽¹⁰⁵⁾そこでは、被指導者団の行動を一定の方向、一つの目的へと導こうとする指導者の強い「意思」が存在するだけで十分であった。彼の課題は「説得」を道具として導くことであり、⁽¹⁰⁶⁾実力を背景に命令し、⁽¹⁰⁷⁾強制することではなかった。いずれにせよ、こうした一切が「種の同一性」から生まれ、それによって担保されるものであったことは明らかであろう。⁽¹⁰⁸⁾シュラウトが「遺伝素質を同じくする人間集団は一定の精神的性向を有し、そのことが当該人種の構成員に対し、意識するとなしにかかわらず、或る定められた仕方において行動、決断させる

のである⁽¹⁰⁶⁾というように、民族共同体においては、民族同胞のすべてが指導者と同じ世界観を内面化し、同じ生存法則に基づき、同じ最終目標に定位するが故に、強制力の契機は不要であり、そもそも外的な実力の存在は何か異質なものであったと結論される⁽¹⁰⁷⁾。

しかしながら、指導が何らかの力とまったく無関係であったわけでは決してない。ウェーバーは「権力」を「或る社会的関係の中において、自己の意思を抵抗を排して貫徹するすべての可能性」として定義しているが、指導者もまたこうした意味での権力を有するものであったことは間違いない。常に実力を背景に被治者に対して自己の意思を貫徹しようとする支配に対し、指導の場合、指導者が有する権威そのものが、実力の介在の必要なしに、被指導者団に対する意思の優位を実現するというわけであった⁽¹⁰⁸⁾。ここにおいて、フーバー等が指摘するように、国家権力とは異なる新たな権力、即ち、「指導者権力」⁽¹⁰⁹⁾について語ることも不可能ではないであろう。

さらに、指導が命令や服従ともまったく無縁であったわけでは決してない。一部に強く否定する見解があったものの、たとえばケットゲンは、「指導と支配の手段はそれぞれに異なったものではあれ、しかし、共同体の中でも命令と服従を完全に放棄することは不可能である⁽¹¹⁰⁾」とする。ヒトラーもまた、或る秘密演説の中で、「盲目的服従」について語り、それは共同体にとって「生存の掟」の一つであるとさえ主張していた⁽¹¹¹⁾。それでは、遺伝素質を同じくする人間集団であるはずの共同体にあっても、何故命令と服従を「放棄することが不可能」であったのか。その原因は共同体の構成原理ともなっている能力の位階性に求めることができるであろう。民族の最良の頭脳である指導者が最終目標に至る道筋と方策を被指導者団に対して指し示すとして、差し当たって大抵の場合、個々の民族同胞にとっても、種の同一性の原理に基づいて、こうした決定の「必然性、合目的性⁽¹¹²⁾」をもつことは不可能なことではなかったはずである。しかし、被指導者団の中にも能力の位階が存在し、また、必ずしも常に民族同胞のすべてが指導者の指導について完全な理解を持ちうるとは限らなかつた以上、さらには、指導者は、最終目標の実現に向けて、そのことが必要とあらば、民族の生存の

法則や掟を被指導者団の意思とは無関係に、あるいは、それに逆らってさえ実行しなければならぬ状況がありえないわけではなかった以上、命令と服従は指導者にとつても欠くことのできない一つの手段として位置づけられるに至つたのである。⁽¹¹⁵⁾

しかし、共同体にあって、命令と服従はあくまでも指導に奉仕する「補助」⁽¹¹⁶⁾的手段でしかなく、支配における場合とは「何か根本的に異なつたもの」⁽¹¹⁷⁾とされたこともまた確かなところであつた。まず命令に關していえば、それは、自己自身の人格に立脚した独裁者の場合がそうであるように、単なる主観的意思想の表明といつたものではなかつた。指導者の人格の中にいわば共同体が凝縮し、彼自身もまたより高次の法則や理念に服する者である限り、民族の子供としての彼の命令は「共同体の表現」以外のなものでもなかつたからである。したがつて、もし命令が共同体の理念や精神から外れるならば、それはもはや指導ではなく、被指導者団の側に服従の義務が生じることはないと考へられた。⁽¹¹⁸⁾

他方、服従もまた、⁽¹¹⁹⁾外的権力により担保され、強制されるような、強者の命令や国家の法令に対する形式的遵守といつたものではなかつた。それは、ドイツ民族同胞である以上、自己の血に由来する自ずからなる指導者への忠誠の表現であり、確認以外のなものでもなかつたからである。⁽¹²⁰⁾ヒトラーも、ヒトラーユーゲントの隊員を前にして行つた演説の中で、自らの体験を基に忠誠と服従の結びつきについて次のように語つていた。「私は六年間兵士であつた。逆らうことは決してなく、ただ服従のみが存在した。すべてのドイツ人に對し私は要求する。汝らもまた服従する能力を身に付けなければならぬ。服従することを何か自明と感ずる民族こそが健全な民族である。古代ゲルマン人の忠誠とは、最後の瞬間まで、一人の人間にしっかりと結び付けられ、服従するということに他ならなかつたのである。」⁽¹²¹⁾服従はいわば忠誠に伴う必然的現象であつたといえようか。その際、個々の民族同胞が命令の内容を理解するか否か、あるいは理解できるか否かは問題ではなかつた。⁽¹²²⁾求められたものは、内容の如何にかかわらず、いつ、いかなる場合であれ、下された命令を躊躇うことなく無条件に履行する「勇氣」、そして「狂信的な盲目的意思」⁽¹²³⁾であつた。「指導者が命令する、われわれは従う!」、⁽¹²⁴⁾そ

れもまた共同体に生きる民族同胞に課せられた生存の掟の一つであったのだ。^(註)

四 民族指導とテロル

種と運命の同一性を根拠に、指導者に対し忠誠を誓い、いついかなる場合であれ民族指導に従う意思と能力を有する民族同胞のみが被指導者団の一員として承認された。したがって、何らかの理由でこうした意思と能力の所有を証明しえなかった者たちは、当然のことながら、被指導者団を構成するものとは認められなかった。ユダヤ人やジプシー等の「異人種」はむろんのこと、同じドイツ民族に属しながら、血の変質等の原因で民族の共通の運命への参加を拒否し、あるいは参加の能力を有しないとみなされた「種の変質者」がそうであった。^(註) こうした種の変質者としては、共產主義者や背反者等の政治的敵対者から、常習犯罪者や暴力犯罪者、少年犯罪者等の重大犯罪者、売春婦や飲んだくれ、労働忌避者等の反社会的人物、さらには先天的精神薄弱者や精神病者、重大な肉体的奇形等の遺伝的疾患・障害の所有者等に至るまで、さまざまな敵対分枝、異質分枝、劣等分枝が挙げられた。

国民国家であればともに一つの国家の国民として承認されたはずの、これら異人種や種の変質者たちは、共同体の外にある者として、一切の法の保護を剥奪されたのである。ゲーリングは、一九三四年一月一三日に行われた「ドイツ法アカデミー大会」における『民族共同体の基礎としての法的安定性』と題する講演の中で、共同体を裏切り、共同体に逆らい、服従を拒否する者たちの「追放」について次のような見解を披露していた。「民族共同体のすべての成員は法律の保護を受ける権利を有しています。しかし、それは、むろんこの名誉ある言葉の真なる意味で真面目な民族同胞として民族共同体の中で自らの役割を果たす限りにおいてでしかありません。……かつて今日よりはるかに強く人々の胸の中に法感情が刻み込まれていた時代、一般に追放と呼ばれる事柄が存在していました。人々は或る一定の分枝を追放し、フォーゲルフライとし、それにより彼らを法と法律の外に置いたのです。われわれの祖先はこのような国家の敵を平和喪失者と呼び、また中世の時代、彼らに対しては帝国追放が宣告されたのです。われわれもまたこうした分枝を排除いたします。わ

れわれが定めた市民権剥奪条項はかつての法思想に再び形を与えるものに他なりません。私が最初の日から利己心あるいは反社会的性向から共同体及び民族同胞に危害を及ぼし、邪魔となるすべての連中に對し容赦なき戦いと抹殺を宣告したのはこうした理由からだったのです。⁽²⁾

ゲーリングの発言が、当時内外の関心を呼んでいた保安(予防)拘禁に關連して共產主義者や重大犯罪者等の社会に敵對する分枝や反社会的人物を想定したものであったにせよ、同じことが、ユダヤ人等の異人種や「生きる値打ちを持たない生命」とみなされた先天的精神薄弱者、精神病者等の種的變質者にも妥当するものであったことは改めて指摘するまでもないであろう。彼らもまた、民族の種と運命を共有しない、あるいは共有しえない民族の敵、民族の害虫として、共同体の外に、つまりは法の保護の外に置かれ、指導の対象ではなく、「容赦なき抹殺」の対象と位置づけられたことに変わりはないからである。

もっとも、こうしたテロルを、指導と無關係な、しばしば専制に見られる、政治権力者の単にアナーキーを生み出すだけの恣意的な暴力の行使ととらえるならば、共同体におけるテロルの本質を見誤ることとなる。保安(予防)拘禁や斷種、安樂死、さらにはガス室によるユダヤ人の殲滅さえも民族の生存法則の過程を促進する措置とみなされるべきものであったのであり、⁽³⁾その限り、テロルはたとえ共同体の外にある者たちにとって文字通り暴力的支配そのものであったにせよ、被指導者団にとっては、民族の最終目標の実現に不可欠な、生存法則の執行として、それへの協力、行動が強制されるまでもない、種に由来する自明の義務であったのだ。テロルもまた民族指導の一つの手段に他ならず、ありていにいうならば、真面目な民族同胞はテロルへの協働により、他方、共產主義者やユダヤ人、精神病者等はテロルを自らの身に蒙ることにより、ともに民族の生存法則の正当性を証明し、最終目標の実現に向け、指導者の「Mitarbeiter」としての役割を演ずるものであったといえようか。その意味で、亡命社会民主党の『ドイツ通信』が正しく指摘するとおり、テロルは、単に過渡的な例外的現象といったものではなく、指導がそうであるように、指導者—憲法体制に固有の、それなくしては

その存在そのものが考えられえない、「本質的(かつ不可欠の)構成要素」とみなされるべきものであったのだと結論される。⁽¹³⁾

五 民族指導の全体性

フーバーが「指導は確たる目標に向けて民族の生全体を整理することである」というように、指導者―憲法体制の構成原理の一つとして、「全体性の法則」があった。⁽¹³⁾ 指導者は「民族の運命全体」に対して責任を負い、⁽¹⁴⁾ そのため、指導者権力は、管轄を特定された国家権力とは異なり、あれこれの領域に限定されず、「共同体の生全体」に及ぶものと考えられたのである。⁽¹⁵⁾ ヘスもまた一九三四年の党大会の開幕演説の中で次のように語っていた。即ち、「全体性の法則が運動の最高原理であり、ライヒ指導部の一切の措置はこの法則により支配される」と。⁽¹⁶⁾

全体性の法則は、単に指導が国境と関係なく種と運命を共有する「ドイツ民族全体」を包含するといったことにとどまるものではなかった。憲法体制にとってより重要なことは、「われわれは常に人間全体を要求する」とのローゼンベルクの主張にある通り、指導が民族同胞一人一人の「現存在全体」に及ぶという点にあった。ランマースもまた「われわれは個人の生活、つまり人間活動のあらゆる領域に干渉せざるをえない」との見解を明らかにしていたが、それは文字通りの意味においてそうであった。いわゆる公的生活の分野だけではない。経済、文化、宗教、さらには個人の私生活としての公的な干渉が許されないと考えられてきた領域、たとえば趣味や娯楽の領域もまた同様であった。⁽¹⁷⁾ クラブフェンバウアーは、「利己的で個人主義的な『自我』に制限される『私的』な自由時間の利用は民族全体にとって何ら意義をもつものではなくなった。個人が自らの自由な時間をどのように過ごすかは民族の全体にとってどうでもよい事柄ではない」という。その象徴的な出来事として、本来もともと私的であるはずの性生活の管理が挙げられるであろう。ウザーデルの言葉にあるように、「性欲もまた共同体と無関係に存在しうるものではなくなった。」⁽¹⁸⁾ ヒトラーは、『食卓談話』の中で、「われわれは両性の生活の在り様を統御する」と主張していたが、種の純粹性の維持と健全な子孫の増殖を重要な目的とする共同体

にあっては、二人の男女が子供を産むか産まないか、またその結合からどのような子供が生まれるかは、当事者ではなく、共同体自体の問題となったのである。

元来、個人主義から出発する市民国家にあっては、憲法体制構成の基点に「自己自身に立脚する独立の個人人格」が置かれていた。そこでは、個人の現存在の一部のみが直接的な社会生活に関与するだけであり、それ以外は、第三者に対し危害を加えるものでない限り、自己に固有の生活を営み、自己に固有の幸福を追求することが許されていた。いわゆる「国家からの自由」の承認がそれである。市民国家は、こうした自由な領域を、一部は憲法による基本的人権の宣言という形で、また一部は個人生活への干渉を国民代表機関が制定する法令に基づいてのみ可能とすることによって保障しようとする。その限り、個人は公権の所有者として、国家から独立し、国家に対立する現存在としてとらえられたのである。実は、専制国家や独裁国家にあっては、アーレントやブーフハイムが指摘する通り、この間の事情に大きな違いはなかった。むろん、そこには市民国家におけるような憲法による基本的人権の保障等は存在しなかったものの、しかし、専制君主であれ、独裁者であれ、彼らにとってもっとも重要な問題は自己の権力の確立と維持であり、現存在全体に対する支配は彼らの関心の埒外にあったといつてよい。なるほど、権力の維持のために自由を制限し、時には剝奪することはあれ、国民は、彼らの権力を脅かさない限り、独立の個人人格として、国家の干渉の及ばない一定の私的領域を享受しえたのである。

それに対して、共同体思想は、共同体に根ざし、共同体の中に現存在のすべてが組み込まれた「共同体人格」から出発する。その限り、独立の個人人格が存在する余地などありえないものとなった。⁽¹⁴⁶⁾ 私的個人はもはや存在せず、ただ共同体の精神と生を共に担う民族同胞が存在するだけであった。⁽¹⁴⁸⁾ 繰り返し唱えられたように、「公益は私益に優先する」、あるいは、「汝は無であり、汝の民族がすべてである」、⁽¹⁴⁹⁾それが共同体に生きるすべての民族同胞に課せられた掟であった。共同体から自由な領域といったものもなければ、⁽¹⁴⁹⁾当然、そこから生まれるはずの不可侵の基本的人権といったものも消滅す

る。⁽⁵⁰⁾ 個人の現存在の私的性格が完全に廃棄され、「すべてはより高次な意味で政治化」される。⁽⁵¹⁾ その結果、国家と個人、社会と個人、あるいは公と私の区別や対立は意味をもたなくなった。⁽⁵²⁾ ライは、こうした新たな社会の特徴を、ロイナ化学工場の労働者を前にした演説の中で誰にもわかる平易な言葉で次のように説いている。「睡眠だけが私事である。目覚めている時、汝が〔共同体の〕法則に従って行動しなければならぬことを忘れてはならない。このドイツにはもはや私的市民というものは存在しない。誰もが自分の望み通りやりたいことをやり、やりたくないことをやらないでいられた時代は終わったのである。」⁽⁵³⁾

全体性の法則が共同体、そして民族同胞の一人一人を支配する。彼らの存在と生活の一切は、共同体人格にふさわしく、共同体の最終目標に定位し、共同体の運命と不可分に結ばれ、共同体への奉仕によって貫かれなければならない。⁽⁵⁴⁾ ヒトラーもまた、ラウシュニングを相手に、「現存在の幅と深みの全体に対する統御」について次のように語っていた。「そのため、個人のあらゆる行動、あらゆる欲求は公共性によって統制されることになる。もはや恣意はない。一人一人が自己に属する自由な空間は存在しない。……われわれは、物事の外的な秩序を変えるのではなく、民族共同体に対する個人の関係を整理しようとするものである。……個人的幸福の時代は過ぎ去った。……われわれは人間を社会化するのだ。」⁽⁵⁵⁾

六 民族指導の運動性

全体性と並んで、「運動の法則」が指導者―憲法体制を構成する。「われわれは運動である」、そのようにヒトラーはいう。「この言葉以上に、われわれの本質をうまく表現するものはない。われわれは終末状態が存在しないこと、静止状態が存在しないこと、ただ永遠の変動が存在するだけだということを承知するものである」と。⁽⁵⁶⁾ あるいは、クリークは、「ナチズムとは党とかプログラムではない」とさえいう。「それは、流動し、可動する運動である。」⁽⁵⁷⁾ たしかに、新たな憲法体制によって、運動が民族の生の「本質であり、形式であり、秩序である」、⁽⁵⁸⁾ そうした時代が始まったのだといえよう。

それでは、運動とは何であったのか。差し当たり、それは、最終目標の実現を目指す永遠の前進行動としか表現のしようのない政治行為であった。最終目標に定位し、それに向かって不断に現状を乗り越えることから運動は生まれてくる。こうした「永遠の運動」の一例を、ドイツ民族の北方人種化に定位した一連の人種政策の中に見い出すことが可能である。この政策の大きな柱となった「ユダヤ人問題」の解決は、一九三三年四月のユダヤ人商店のボイコットから始まり、非アーリア人官吏の追放、ユダヤ人との婚姻禁止、経済のアーリア化、ポグロム等を経て、最終的には戦時におけるガス室に至ることになるが、これらの政策が、ユダヤ人の生物学的抹殺という最終目標に定位しつつ、その折々の状況の中で、たとえジグザグではあれ、段階を踏みながら計画され実行されたものであったことについては前著で詳しく論じた通りである。⁽⁸⁰⁾ところが、たとえユダヤ人問題が計画通り最終的な解決を迎えたにせよ、それによって決して共同体の中に一つの静止状態、ましてや終末状態がもたらされるわけではなかった。所詮、それもまた、並行して進められた断種や保安処分、安楽死等の諸々の人種衛生政策がそうであったように、より遠い目標であるドイツ民族の北方人種化のための一つの準備的措置でしかなかったからである。さらに、北方人種化が達成されたとしても、その後には、遺伝的価値により位階づけられた共同体の中で、同じ北方人種を対象に、より高い価値に定位した選抜淘汰が際限なく進められることになったにちがいない。この点に関し、ヒムラーもまた、「われわれは、この淘汰には決して終わりがありえないことについて完全に了解するものである」との見解を表明していた。「われわれの要求は、人種法律の効果や血と育種に対する理解の増進によりドイツの間が高みへと上昇するにつれて、年々より強化されることになるであろう」と。⁽⁸¹⁾自體は永遠に不変であらねばならない」と語っていたように、最終目標自體はたとえその本質において変化するものではなかったにせよ、しかし、それもまた内容の先鋭化という面を決して運動の法則化を免れうるものではなかったのである。最終目標と並んで、全体性の法則もまた民族指導の運動化を不可避とする大きな要因であった。まず、指導が対象とするドイツ民族全体は不断に世代交代を繰り返し、更新されるものであることが挙げられねばならない。たとえ最後の一人

を改宗させたとしても、次の瞬間には、新たな人間が誕生するのであり、その限り、共同体の存続にとって不可欠な、それ故、民族指導の重要な課題の一つとされた民族に対する世界観教育もまた永遠に終わりのないものとならざるをえなかったのである。(103) ヒトラーもザクセン大管区の党大会で、「教育はわれわれの運動の永遠の遺産である」との見解を明らかにしていた。「民族を新たな国家思想へと教育することは、「運動の」もっとも重要な任務であり、永遠の課題である」と。(104)

さらに、全体性に関しては、より根本的な問題があった。「現存在の幅と深みの全体」に対する指導のもつ原理的な未完結性がそうである。生存のすべての領域を完全に統御することが民族指導の究極の目的であるにせよ、指導が常に何らかの時間的経過の中で行われなければならないかつた限り、無限のアスペクトをもつ現存在全体を一挙に、そして完全に掌握し尽くすことなど到底不可能なことであつたといわねばならない。そうしたことはただ無限の時間の中でのみ可能なことであつたのだから。そして「幅と深み」の内容が常に最終目標とのかかわりの中で決定されるものであることを考えれば、最終目標の先鋭化はこうした未完結性により一層の拍車をかけるものとなつたにちがいない。そうである以上、民族指導は、この面でも、運動の法則化を免れえなかつたのである。

いずれにせよ、指導者による民族指導の目的、特質は、一般の統治がそうであるように、単に或る何らかの秩序を形成し、それを維持することにあつたのではない。それは、最終目標の実現に向かつて、またそのために必要とされる現存在の完全な掌握に向かつて、現状を不断に乗り越え、休むことなく前進し、あるいは拡大し続ける際限のない変化の創出、即ち、運動にあつたのだ。(105) 統治にとつて変化は一時的な出来事、安定に至る一つの過程、手段でしかなかつたとするならば、指導にとつて変化は永遠の出来事であり、政治の本質それ自体を構成し、目的そのものであつたといえよう。(106) そこには、終末状態はもちろんのこと、一瞬の静止状態もありえず、民族指導は文字通り「永久の革命」(107)と化す。

七 ゲルマン的民主主義

永久革命の先頭に指導者が立つ。彼の役割は、指導者権力を背景に、民族の最終目標を高く掲げ、その実現に向けた道

筋と方策を決定し、被指導者団を指導、動員することにあつた。その限りにおいて、固有の形成・發展法則が民族共同体を支配し、民族指導の目的が生存法則の執行にあるとはいへ、指導者の「意思」が民族を指導する上で決定的な重要性をもつことは否定しえないところであつた。中でも、最終目標に至る道筋と方策の決定が重要であつたにちがいない。それというのも、たとえ目標が不変であれ、その実現のためのプログラムは、単に演繹的に導出されうるものではなく、常にその折々のさまざまな状況の力学の中で、帰納的に選択され、決定されなければならないからである。(106)『フェルキッシャー・ベオバハター』も、運動の本質は、所与のプログラムの単純な執行にあるのではなく、むしろ、意思の活動にこそ見い出されるべきものだとしていた。(107)

第三ライヒの歴史の中で主導権をめぐる争いが皆無ではなかつたものの、かかる意思の活動の担い手が民族の指導者において他に存在しなかつたことは改めて指摘するまでもないであろう。ヘスは、「第二革命」をめぐる激しい応酬の最中、指導者の統制に服さないSAによる下からの煽動的行為に対し、これを革命の篡奪として敵しい非難を浴びせていたが、(108)ヒトラーも、一九三七年春に行われた或る秘密演説の中で、ユダヤ人問題の解決策の進捗状況にかかわって、運動のテンポの決定は唯一指導者に留保されるべき事柄であることをハッキリと確認していた。即ち、「われわれの政策全体の最終目標が何であるか、それは、われわれにとって完全に明白である。私が常に念頭においていることは、後戻りを余儀なくされるような一歩、われわれに害が及ぶような一歩は決して踏み出さないこと、ただそれだけである。……肝心なことは、(今われわれが置かれている状況の中で)『何をなすことができ、何をなすことができないか』、そうした危険を嗅ぎ分ける鼻を持つことである」と。(109)たしかに、ゲッベルスが「指導者は、危険を覚悟する瞬間を決定するために、そこに存在する」と語っていたように、多様な選択肢の中から、所与のあらゆる状況を斟酌し、今ここでの最善の解決策を選び取り、たとえグザグザではあれ、段階を踏みながら最終目標へとの確に被指導者団を指導すること、そこに民族の指導者に課せられた最大の責務があつたといつてよい。(110)ヒトラーは、「登り道においてひたすら直登することのナンセンス」を説

き、状況の変化や目標の達成度に応じた「路線の転換」の必要性を、さらには「戦術の融通無碍」についてさえ語つていた。⁽¹⁷⁶⁾

しかし、これがいわゆる決断主義を意味するものでなかったことは、ヒトラーの以下の発言からも明らかであろう。即ち、「指導者をもっとも独立した人間であり、いかなる者に服することも、また、責任を負うこともない。ただ自らの良心にのみ責任を負う。そして、この良心はただ一つの命令権者を持っている。即ち、われわれの民族がそうである」と。⁽¹⁷⁷⁾ シュミット・レオンハルトが「指導者は民族の上ではなく、民族の中に存在する。民族に固有の意思に基づいて民族を統治するこの当の者を、われわれは指導者と呼ぶ」というように、指導者もまた、所詮、「民族意思の執行者」に過ぎなかったのだ。

もっとも、このことからただちに「指導者(Führertum)に対する民族(Volkstum)の優位性」が帰結されるものでなかったことも確かである。指導者が共同体の「必然的現象」と評され、指導者と共同体が不可分に結び合わされる指導者—憲法体制の下においては、指導者の民族に対する優位性も含め、優位性の問題自体が意味を失ったといつてよい。もっとも優れた血から生まれた民族の最良の子供として、指導者の人格の中に共同体そのものが体現され、凝縮されている限り、その都度の状況の中で彼が下す決定は常に民族のそれでもあり、彼の意思は同時に民族の意思そのものでもあったにちがひなかったのだから。⁽¹⁷⁸⁾ たとえばクリューガーが、「民族は指導者を通して発言し、指導者は民族のコトバを語る」といい、⁽¹⁷⁹⁾ あるいは、ダムが「民族の意思は指導者を通して表現され、実現される」というように、指導者は、文字通りの意味で、「民族の意思の中枢的機関」であったのだ。⁽¹⁸⁰⁾

ただし、ここでいう民族意思は、市民国家における国民意思がそうであるように、被指導者団の間に現に存在する主観的な確信や意見の集約でもなければ、いわゆる民族の一般意思でもなく、ましてや投票等により形成される民族の多数意思でもなかった。⁽¹⁸¹⁾ そのことは、差し当たり、意思の担い手である民族自体が今現に存在する個々の民族同胞の総体として

とらえられるものでなかったことから明らかであろう。民族が、種と運命の共有に基礎され、過去から未来へと連綿と続く諸世代の歴史的統一体として、いわば時間を超えた客観的な存在であった限りに於いて、民族意思もまた、今現に存在する民族同胞の確信や多数意思を超越した、共同体に客観的に内在する一つの所与に他ならなかったのである。⁽⁹⁸⁾なるほど、種の同一性の原理が支配する民族共同体に於ては、こうした民族意思は、多くの場合、民族同胞の確信や多数意思と合致するものであったにせよ、そして、そうした合致を生み出すことが民族指導の課題の一つであったにせよ、しかし、民族意思は、本来、そうしたものから明確に区別される共同体それ自体の意思としてとらえられるべきものであったことに変わりはない。かかる所与としての客観的な民族意思が、民族のもっとも優れた頭脳である指導者を通して自覚化され、その折々の状況の力学の中で指導者の決定として現実化されることになるのである。⁽⁹⁹⁾

一人の指導者が、種と運命の共有を前提に、民族の受任者として、最終目標の実現に向けて、民族の意思を決定し、被指導者団を指導する。これが「ドイツ民族のもっとも内奥の本質に合致する真の民主主義」⁽¹⁰⁰⁾と謳われた「ゲルマン的民主主義」の実体に他ならなかった。そこにはもはや多数決原理は存在しない。ただ、「指導者原理」が支配するだけである。匿名の世論と投票用紙に基づく非人格的な多数者の意思と決定による国民と国家の統治に代わって、指導者、即ち、民族意思を代表し、最高の権威を有し、被指導者団の忠誠を受け、民族に対する究極の責任を担うただ一人の人格の意思と決定が共同体を指導する。⁽¹⁰¹⁾「常に一つの意思が存在しなければならぬ」、そのようにヒトラーはいう。「一つの意思が〔一切を〕決定する。運動は一つの意思によってのみ指導される。一つの意思があらゆるものを引き渡していく。指導者が真にその名にふさわしいものであらうとするならば、彼は自らの意思を民族の意思となすだけの勇氣を持たねばならない。」⁽¹⁰²⁾もっとも、指導者に求められる勇氣はそれだけではなかった。さらに、真なる民族意思を実現するために、必要とあらば、被指導者団の主観的な確信や信念に逆らってさえ、英雄的に戦うことが指導者の義務とみなされた。⁽¹⁰³⁾それは、民族意思が単なる心理的実在としての民族の確信や意思とは異なるものであるという、民族意思の客観性から帰結される一つの

掟であったといえる。⁽⁸⁶⁾能力の位階性により被指導者団が常に指導者の意思と決定を理解しようとは限らなかつた以上、被指導者団に対しては無条件の服従が、そして指導者に対しては「恐れを知らぬ大胆さ」が求められねばならなかつたといふわけだ。「ナチズム運動は英雄主義に対し信仰告白しなければならぬ」、そのようにヒトラーは一九三三年の党大会で語っていた。「われわれにとって重要なことは、われわれが正しいと認める諸原理を一瞬たりと放棄することではなく、むしろあらゆる抵抗や困難を身に引き受ける覚悟である。われわれが抱く唯一の不安は、将来われわれを不正直の故に、あるいは無思慮の故に非難する時代がやって来ないかということである。民族を救わんとする者は英雄的に思惟することのみが許されている。英雄的思考は、もし真実や誠実さがそのことを要求するならば、同時代の人々の同意を断念することをも絶えず覚悟しなければならない。」⁽⁸⁷⁾

八 政治的騎士団としての党

指導者の課題が、英雄的思考に基づいて、最終目標の実現に向け、世界観に即して民族の生全体を整理し、被指導者団を指導、動員することにあつたとして、一人の指導者がかかる課題の全体を担うことは、当然のことながら、不可能なことであつたらう。指導者のために、指導者の意を体して、指導者に代わつて民族指導を實行するために設けられた組織が中間指導者団としての「党」⁽⁸⁸⁾であつた。民族指導の担い手として、党は、指導者の手の内にあつて、指導者と被指導者団を架橋する結節点の地位に立つ。⁽⁸⁹⁾ヒトラーは、こうした組織の必要性を大管区指導者を前にした或る演説の中で次のように強調していた。「世界観を体現し、指導者に対する無条件の忠誠を誓約する機動力をもつ一つの機関によつてはじめて、被指導者団に対する指導はその効果を完全に發揮することが可能となる」⁽⁹⁰⁾と。

運動の成否は、民族の中からいかに有能かつアクティヴな、そしてファナティッシュな世界観の戦士を指導者のまわり⁽⁹¹⁾に結集し、一つの「政治的騎士団(Orden)」を編成しうるかにかかつていたといつて過言ではない。むしろ、民族のすべての成員がそうした資質や能力を持っていたわけではなかつたであらう。民族の世界観を支持し、承認する、単に「信奉

者」でしかない大多数の民族同胞に対し、ごく少数の者だけが、最終目標の実現のために自己のすべてを投入し、民族の生存法則を貫徹する勇氣と、必要とあらば自らを犠牲にする断固たる覚悟を持った「運動の使徒」となりえたのである。⁽²⁰⁵⁾ ヒトラーは、その数をざっとドイツ民族の1%、六〇万ないし八〇万人と見積もっていた。⁽²⁰⁶⁾ 「伝道者」であると同時に「戦士」⁽²⁰⁷⁾でもある彼らに求められた掟は、単に「私は信じる」という信仰告白ではなく、「私は戦う！」という誓約であった。⁽²⁰⁸⁾

こうした指導者団の選抜はどのような行われたのか。一九三三年の党大会でヒトラーは、鬪争時代を回顧しながら、次のような基本方針を明らかにしていた。「一九一八年の崩壊後に生じた問題は、先ず第一に、かつて民族の形成に着手し、これを成就したところの、したがってまた、今後さらにこの共同体を唯一指導し、維持する能力を有する、あの偉大な人種核が今なおわれわれの民族の中に十分に残存しているか否かであり、第二に、この人種核を発見し、これに指導を委ねることに成功するか否かであった。……かくて、私は一九一九年に一つのプログラムを発表し、平和的民主主義世界に対しことさらに痛撃を加える意図を宣言したのである。われわれの民族の中に「われわれが必要とする」種類の人間がなお存在するのであれば、勝利は確実であった。何故なら、「運動のもつ」決断と行動のファナティズムは類縁の人間を必ずや引き寄せるにちがいがなかったからである。こうした資質を有する人々は、彼らがどこにいようと、いつの日か必ず自己の血に照応する「われわれの」声を耳にし、欲すると否とにかかわらず、彼らのもっとも内奥の本質の表現であるこの運動に従うはずであった。……この一四年の間、あたかも磁石が鋼鉄片を吸い寄せるかのように、われわれの運動は、ドイツ民族の中から、身分、職業、階層にかかわりなく、「民族を」形成し、維持する力を糾合したのである。⁽²⁰⁹⁾」

党は、指導者の騎士団として、国民国家における政党とは明らかに異なる性格をもつものとみなされた。たとえばゲーリングは、「党は〔国民国家における〕政党と比較可能なものではない」という。「何故なら、党のプログラムは一つの世界観であるということが決して忘れられてはならないからである」と。⁽²¹⁰⁾ S Sの機関紙も、より端的に、「ナチズムは単な

る一つの政党では決してない。むしろ、それは一つの世界観である⁽²⁰⁾としていたが、元来、全体性を標榜する世界観にとつて、旧来の意味での政党が無縁な組織であったことは当然のことであつたらう。ネーセは、政党という名称の起源をラテン語の *pari*(= *der Teil*) に遡り⁽²¹⁾とす、それ故、政党は元々決して全体を包括するものではなく、国民の一部を代表しうるに過ぎないものであるとする。たしかに、政党というものが、或る特定のイデオロギーを掲げ、国民の中の一部の階級、階層等の利害を代表し、部分的な問題の解決を目標とする政治団体であつたとするならば、ドイツ民族の世界観を代表し、ドイツ民族の最終目標の実現を標榜し、ドイツ民族を指導せんとする騎士団としての党が、従来の政党からは根本的に区別される、固有の性質、任務をもった組織とみなされたことは当然のことであつたのかもしれない⁽²²⁾。ガウヴァイラーは、「党は、民族の創造的な生存意思の表現であり、機関である。党はドイツ民族の選良を表現する」という。「党は、決して旧来の意味の政党ではなく、世界観の闘争部隊である。党は、一つの階層、階級、宗派、あるいは何らかの利益団体ではなく、民族全体に対する奉仕者であることを自覚するものである」と⁽²³⁾。

それでは、運動における党の具体的課題は何であつたのか。民族の世界観の「守護者」であることがまず確認されねばならない。世界観は、その組織化された中心を党の中に持ち、それ故、党は民族の政治的見解、政治的良心、政治的意思を代表するものとされた⁽²⁴⁾。かかる民族の世界観の守護者として、民族の世界観的統一を実現し、民族指導に最適の共同体を指導者の用に供することが、世界観の闘争部隊である党の最大の課題であつた⁽²⁵⁾。ヒトラーもまた、先に紹介した一九三五年の党大会の閉会演説の中で、党の使命を「民族指導を安定させるための前提条件を創造する」ことにあるとし、そのために求められる個別的任務として、指導者を民族に供給することの他に、次の三つの任務を挙げていた。即ち、民族の世界観を確固として永遠に堅持し続ける細胞を生産するにふさわしい党の内部組織を構築すること、すべてのドイツ人に対する世界観教育を通して被指導者団を構成すること、民族指導を担当する最高かつ普遍的な指導部を編成すること、がそうであつた⁽²⁶⁾。

九 政治指導部

民族の最良部分から政治的騎士団が、さらにその最良部分から民族指導の中枢を成す政治指導部が編成される⁽²¹⁷⁾。指導部は、民族の指導者を頂点として、その指導者に直接服属する最高政治指導者のグループから、党の下部組織の指導者に至るまで、「位階制」⁽²¹⁸⁾により構成される政治組織であった。その際、党は常にそこから指導部が生み出されるための人的資源の巨大なプールであり、水源としての役割を担うこととなる。こうした指導部の編成は、ヒトラーによれば、ただ「自然的かつ合理的な選抜淘汰の過程」によってのみ行われうるものであった。「民族の中で真にもっとも優れた頭脳を持つ者たちが、出生、素性、家名、財産に関係なく、もっぱらより高次の高みから与えられた使命に即して、民族に対する政治指導の任を付与されるのである」⁽²¹⁹⁾と。

最終目標に定位した無限の運動自体が選抜淘汰の舞台を形成する。「新たな『上層階級』は自然発生的に生まれるものではない」とヒトラーはいう。「これは人為的に創造されるものである。そして、そのための手段はただ一つしか存在しない。即ち、闘争がそれである。権力をめぐる闘争の中から新たな指導部が選抜される。それこそが権力のための長期にわたる不屈の闘争の偉大な革命的意義なのだ。この戦いの中で、単にドイツ民族のみならず、世界の運命を指導する新たな貴族階級が誕生する」⁽²²⁰⁾。その際、選抜淘汰の基準として、身長等の肉体的特徴を重視するヒムラー⁽²²¹⁾に対し、ヒトラーは精神的・性格的特徴こそが重要であるとする⁽²²²⁾。こうした主張の背景には、「人間の能力は人種のみから帰結されるものではなく、むしろ能力から出発して人種もまた帰結される」⁽²²³⁾との持論が存在していたことは容易に想像されるが、一九三九年三月に行われた軍事大学校における演説の中でも同様の見解が披露されていた。「新たな歴史を創造すべく私⁽²²⁴⁾が解決しなければならなかった課題は、一つの新たな選抜淘汰により政治指導にとって有用となる道具を構築することであった。そのためには、新たな組織の構築にとって必要となる有用な分枝を民族の中から発見しなければならなかった。北方人種のみがそうしたものでありえたのである。しかし、その際、われわれが警戒すべきは、北方人種をもっぱら外見

的特徴から判断することであった。性格的特徴、つまりは真に内的な精神的素因こそが決定的な要素に他ならなかったのである。⁽²⁶⁾

このような生存闘争の中から選り抜かれた政治指導部が、指導者と被指導者団の間にあって、民族指導の中枢機関を構成する。彼らが民族指導に与る権威は、指導者からの政治的授任が選抜淘汰の法則に基づいて行われることよってはじめて「道徳的に正当化」され、「誇り高い民族の同意を獲得し得る」のであり、その時、「指導部と民族の間にはいかなる対立も存在しないであろう」、そのようにヒトラーは結論する。⁽²⁵⁾

第三章 指導者―憲法体制の特質

一 指導者権力の非国家的性格

ゲーリングやシュトゥッカルト等⁽²⁷⁾によりドイツ民族の「種に即した生存形式」とみなされた指導者―憲法体制の最大の特質は、一部に強い異論があつたものの、既に紹介したブラウセの発言――「憲法の統一を根拠づけるものは、伝統的意味における国家ではなく、指導者と被指導者団から成る民族共同体である」――からも推測されるとおり、他の諸民族の憲法には見られない、それが有する「非国家的性格」に求められるものであつた。

たとえばヘッケルは次のようにいう。「イギリス革命、フランス革命、イタリア革命は国家の革命であつた。しかし、ドイツ革命は世界観の革命である。この点にドイツ革命の本源の意義がある。ナチズムの世界観はその生命を『国家』から受け取るのではない。それは何ら『国家』の理念ではない。われわれはもはや『国家』の中にわれわれの政治的現存在の中心となるべき太陽を見ない。ロマン的な政治思想は『国家』を中心に回転する。彼らにとっては『国家』権力が政治的統一を構成する決定的な要素である。しかし、われわれの場合はそうではない。われわれの政治的統一を担うべきもの

は、唯一種を同じくするドイツ民族の共同体思想と名譽意識のみであり、そこには『国家』が介在する余地はない。『国家』という言葉はわれわれにとつて問題の外にある。⁽²⁰⁾あるいは、『我が闘争』の中で、国家を「人間の錯乱した頭脳から生み出された妄想」と決めつけ、法律家をはじめ大多数のドイツ人にとつて「国家は、ただそれが存在しているというだけで、既に神聖かつ不可侵の存在となつてゐる」⁽²¹⁾現状を批判したヒトラーもまた、一九三五年の党大会の演説において、「ナチズムの教義の出発点は国家ではなく民族にある。ナチズムのあらゆる考察の焦点は、われわれがその歴史的生成にしたがつて『ドイツ民族』と呼ぶ生ける実体にある」⁽²²⁾との見解を明らかにしていた。

これらの主張から既にうかがえることは、指導者—憲法体制は、「全体国家」、「独裁国家」、あるいは「権威国家」等といった当時から人口に膾炙した性格づけによつては把握不可能な体制ではなかつたかということである。一九六〇年代に発表した著書、論文等において、指導者権力のもつ非国家的性格を指摘し、強調したブーフハイムは、ナチズムの全体主義運動から生み出された憲法体制を、「国家に対する明白かつ公然たる対決の中で発展、実現され」たものとして、「国家に敵対的」であり、「国家と共通するところもつとも少ない」体制であつたとする。

ところで、指導者—憲法体制の国家的性格が否定されるとして、ヒトラー等がいうところの「国家」とはそもそもいかなるものであつたのか。ここでは、差し当たりの手掛かりとして、イギリスの政治学者であるラスキの見解を挙げておこう。一九三五年に出版した『国家—理論と現実』の中で、彼は国家に次のような定義を与えていた。「私が国家という言葉で意味するものは……、社会の構成分子であるあらゆる個人又は集団に対して、法的に最高の一つの強制的権威をもつことによつて統合された社会である」⁽²³⁾と。「法的に最高の一つの強制的権威」等の文言をどのように理解するかはともかく、指導者—憲法体制が、先のヒトラーやヘッケルの発言とは異なつて、ラスキがいうところの「国家」に含まれると判断してさほどの外れではないのかもしれない。それというのも、この憲法体制もまた、「法的に最高の権威」をもつ民族の指導者が種と運命の共有によつて構成された一定の人間集団を統合する社会であることに変わりはなかつたのだ

から。それにもかかわらず、ヒトラー等があえて指導者—憲法体制の非国家的性格を強調する場合、彼らは国家の中に何を見、国家の何を異質なものととして退けようとしたのであろうか。

この疑問を解き明かす一つの手掛かりが先に引用した党大会での演説に続く発言の中に見ることが出来る。この中で、民族共同体の形成途上における党と国家の課題領域の画定を試みたヒトラーは、世界観の守護者である党に対して、国家の課題を次のように規定した。即ち、「国家は、歴史的に生成し発展した国家的組織の行政を、法律の枠内において、かつ法律によって継続して行うことを課題とする」⁽²⁸⁵⁾と。この発言からうかがえることは、ヒトラーの念頭にあった国家とは、大統領や首相、議会、裁判所、警察等の国家を構成する機関の一切の権力活動を憲法や法律等に依拠させようとする、近代の主権国家に典型的に見い出される「規範国家」に他ならなかったということである。即ち、憲法を頂点として法律・命令・規則・処分等から成る位階的に構造化された実定的規範体系、かかる規範体系によって授權され、その権威を根拠づけられた立法・司法・行政から成る統治機構、そして、その実働部隊である合法律性のエートスに支配された専門的職業的官僚・官吏団、以上の三つの要素から構成される国家がそうであった。⁽²⁸⁶⁾

ウェーバーは国家のもっとも本質的な特徴として「正当な物理的強制力の独占」⁽²⁸⁷⁾を挙げているが、統治機構が独占するこうした力は、大統領や首相のそれを含め、規範国家においては、常に憲法を頂点とする規範体系によって根拠づけられ、整序されるべきものであった。それによってはじめて、暴力としての力(Gewalt)が正当な権力(Macht)へと転換することが可能となる。この間の事情は、市民国家に限らず、君主国家であれ、独裁国家であれ、それらが単なる裸の暴力支配ではなく、国家による統治を標榜する限り、大きな違いはなかった。前述の通り、共同体の存在を前提としないこれらの国家にあっては、統治者の意思は常に実力の存在により担保される必要があったが、かかる力が権力として被治者に対し正当性を主張しうるためには、憲法等の実定法規範による合法化を受けなければならなかったのである。この間の事情は、政権掌握直後のドイツにあっては変わりはなかった。たとえば、合法革命の途上で共産主義者等の敵対者との戦いにおい

て決定的な威力を発揮した一九三三年二月二八日の『民族及び国家の保護のための大統領令』⁽²³⁹⁾は、その冒頭で命令の法的根拠を次のように確認していた。即ち、「ライヒ憲法第四八条第二項に基づき……次のごとく命令する。」さらに、『大統領令』を受けてプロイセン内務大臣ゲーリングが具体的な措置を命じた三月二日付の『命令』⁽²⁴⁰⁾では次のような法的根拠への言及が見られる。「一九三一年六月一日の警察行政法第三條第五項に基づき以下のごとく命令する。一九三三年二月二八日の民族及び国家の保護のための大統領令第一条に基づき、ラント警察官署は、定期刊行物の禁止、財産権の制限を命令する権限を有するものとする。郡警察官署は、人身の自由、結社の自由、集会の自由の制限、及び通信の秘密に対する干渉を命令する権限を有するものとする。」この後、各警察官署が、この命令に基づいて共産主義者に対し保安拘禁等の措置を講じたことは周知の通りである。このように、憲法を頂点とする法規範による授權の連鎖に基づいてはじめて、統治者の權威はその頂点から末端に至るまで根拠づけられ、立法を含む一切の権力活動は正当な、合法的活動として、自らを貫徹し、被治者の同意を要求しうることとなる。その意味で、規範体系は「力を法に転換する」⁽²⁴⁰⁾ための一つの仕掛けに他ならなかったのだといえよう。

しかしながら、法規範による授權の正当化は、統治者にとって、同時に、自らの権力及び権力活動に対する制限、抑制と引き換えでもあった。それというのも、規範による授權が常に「一定の」事柄に関し、「一定の」権限を付与することとしての性格を免れない限り、それは常に二重の意味において権力の制限を結果としてもたらすものでもあったからである。即ち、それは、全体的ではなく部分的であり、無制約的ではなく制約的な権力であった。「管轄権」、「権限」といった表現は、そうした事態に見合ったものであったといえよう。先の『大統領令』でいえば、大統領の権限はライヒ憲法第四八条第二項が定める範囲を超えることはできず、またゲーリングの権限も同様に『大統領令』の授權の範囲を超えうるものではなかった。各警察官署の権限も同様であったことはいうまでもない。その意味で、憲法等の法規範は、大統領や首相を含め統治機構を構成する各機関の権限を一定の枠の中に囲い込む、そうした機能を営むものでもあったといえよう。

むろん、全体的かつ無制約的な「全権授与」がありえないわけではなかった。しかし、その場合であっても、授権自体が何らかの法令に基づいて行われる限り、統治者の権力は常に当該の法令によって担保されなければならず、その担保を失えば、全権授与もまた消滅せざるをえなかったのである。

市民的法治国家に見られるいわゆる「法の支配」は、容易に想像されるとおり、このような法規範のもつ原理的な制限機能の最大限の利用から生まれたものであった。「安寧と秩序」の実現、具体的には、国家の権力活動の「予測可能性」の確保、及び国民の「国家からの自由」の最大限の保障を眼目とする市民国家は、こうした課題を、一部は国民の一般意思の表現としての憲法による基本的人権の宣言により、また一部は個人の生活への干渉を国民代表機関が制定する法令に基づいてのみ可能とすることによって解決しようとした。「立憲主義」、「法律による裁判」、「法律による行政」というスローガンの下、立法を含む国家の権力活動の一切は、憲法、法律等の実定法規範に依拠させられねばならなかったのである。その結果、予測可能性及び基本的人権の保障にとって最大の脅威となる国家の全体的かつ無制約的な権力活動が排除され、防止されるという仕掛けであった。ちなみに、市民国家の統治機構の根幹を形成する憲法制度、三権分立制度、議会制度、法令審査制度等はいくつかの仕掛けを制度的に保障しようとするものに他ならなかったのである。また、このことから、何故政権掌握後ナチスがただちに合法革命の名の下にこれらの制度の解体を目指したのか、またそうしなければならなかったのか、その理由も自ずから明らかとなるにちがいない。

結局、ナチズムが国家の中に見出し、異質な要素として退けようとしたものは、近代の主権国家が共有するその規範的性格、つまりは、国家と規範の同一視であったと見て間違いないであろう。⁽²⁸²⁾とりわけ、市民的法治国家に典型的な形で見い出される以下の原理、即ち、安寧と秩序の実現を最優先の課題として、憲法等の実定的法規範に、国家の権威の一切を還元し、国家の権力活動の一切を依拠させ、その結果、権力及び権力活動の制限、抑制をもたらず「法治の原理(Legitimitätsprinzip)」⁽²⁸³⁾そのものが問題であったにちがいない。こうした原理に象徴的に表現される法規範のもつ権力に

対する制限的機能が、最終目標に定位した不断の運動の中で民族の生全体の統御を目指す民族指導と相いれないものとして、ヒトラー等により退けられたことは当然のことであったといわねばならない。⁽²⁴⁾ 彼らが繰り返し「ナチズムとは運動である」という時、この言葉によって次のような事態、即ち、民族の最終目標の実現に向けた一切の民族指導の法治の原理からの解放が含意されていたことは、運動が文字通り安寧と秩序の対立概念であったことから見て也容易に納得しうることであろう。クリューガーがいうように、「法律は運動そのものの終焉を意味する」ものに他ならなかったのである。

それでは、指導者—憲法体制は、国家を介在させることなく、法治の原理に拠らず、指導者並びに指導者団の權威をどのように根拠づけ、民族指導の權威をどのように正当化し、また実際に民族指導をどのように実現、実行しようとしたのであろうか。

二 指導者権力の根拠としての種の同一性

「種の同一性」、それが、法治の原理に代わる、指導者—憲法体制を支える究極の構成原理であり、存在根拠であった。⁽²⁵⁾ 何よりも先ず、民族の指導者たる身分と権能は、大統領等の国家の統治者がそうであるように、国家の法体系の頂点に位置する憲法による授権に根拠を置くものではなかった。⁽²⁶⁾ 指導者は、既に明らかにしたとおり、そうした授権とは無関係に、民族のもっとも優れた血から生まれた者として、民族の生存法則等の世界観をもっとも純粹に体现し、もっとも完全に表現するが故に、そしてただそのことを唯一の根拠として、民族指導を担う權威を手にすることになる。したがって、「民族の指導という概念により、国家権力の担い手という概念は克服された」とのヘーンの指摘⁽²⁷⁾にあるとおり、指導者権力は、国家とはまったく無関係な、国家の外に、あるいは国家を超えたところの、民族に根拠を置き、そこから授与された権力であった。⁽²⁸⁾ 他方、被指導者団もまた、憲法等の法規範とは無関係に、指導者と同じ種に属することを唯一の根拠として、彼に対する忠誠義務を負う。これもまた、法規範により定められ、力により強制されるまでもない、国家以前の、国家を超えた、民族に根拠を置き、そこから課せられた義務であった。⁽²⁹⁾ 種を共有する指導者と被指導者団の関係は、指導者の意

思が実力の存在により担保される必要性を失わせ、その結果、「力を法に転換する」仕掛けを不要とし、国家が介在する余地をありえないものとした。⁽²⁰⁾

かくして、指導者は、自らの権力の根拠を種の同一性の原理に置くことにより、消極的には、法治の原理に由来する一切の制限から自らを解放するとともに、積極的には、同じ種によって構成された共同体の生全体、及び個々の民族同胞の現存在全体を統御し、かつ、不断の運動に即応する一切の民族指導を行う権力を獲得するに至ったのである。それは、制約的ではなく無制約的であり、部分的ではなく全体的な権力であった。⁽²¹⁾

指導者権力は、何よりも先ず、民族の最終目標や生存法則等の世界観以外の他のいかなるものにも制約されない権力であった。⁽²²⁾ この無制約性の故に指導者はしばしば独裁者と同一視されることになったものの、ブーフハイムが正しく指摘するとおり、かかる理解によってはこの新たな権力のもつ本質的意義を見誤ることになる。それというのも、独裁的権力の無制約性は、所詮国家を前提とし、その枠組みの中で許されたものに過ぎなかったからである。⁽²³⁾ 周知のとおり、一九三三年三月二四日、ライヒ政府に対し『民族及びライヒの困難除去のための法律』により憲法にも議会にも制約されない「立法権」が授与され、その結果「ライヒ政府の独裁」と称される事態が生まれたものの、この無制約的立法権もまた所詮は国家権力の一つに過ぎず、したがって、国家の統治手段に伴う様々な制約からの解放が実現されたわけでは決してなかった。なるほどライヒ政府は従来の議会に比べはるかに巨大な立法権力を手にしたにせよ、官報による法律公布の必要等、憲法等の法規範による授権に必然的に付随する制約を被らざるをえないという状況に何ら変わりはなかったからである。それに対し、指導者権力は、そうした国家的制約を一切超越した権力という意味において、無制約的であったのだ。⁽²⁴⁾ その結果、指導者は、ヒトラーが一九三五年の党大会においてユダヤ人問題の解決方法に関して宣言したように、従来の立法・司法・行政といった国家的手段から解放され、それらとは異なる、その折々の民族指導に最適な何らかの非国家的手段に訴えることが可能となったのである。

無制約的であるだけでなく、指導者権力は全体的でもあった。それは共同体の生全体を統御する権力として、フーバーが指摘するとおり、ライヒ憲法に規定された大統領等の権限がそうであるような、「他の諸権限に対し限定可能な制限された管轄権」という意味での権限」といったものではなかった。⁽²⁸⁾ ちなみに、ライヒ憲法は大統領の権限として九つの権限を挙げている。即ち、ライヒ議会解散権、外交権、ライヒ官吏・将校の任免権、軍最高指揮権、対ラント強制権、緊急命令権、恩赦権、ライヒ首相・大臣の任免権、法律公布権がそうであった。大統領の権限はこれ以上でも、これ以下でもなく、それ故、彼の権力は部分的でしかなく、全体的ではありえなかった。それに対し、指導者の権力は、個々に数え上げることが可能な権限の束といったものではなく、民族の政治指導にとって必要となる一切の権能(Befugnisse)が彼の権力を構成するという意味において、全体的であった。⁽²⁹⁾ その結果、指導者は、法治の原理に必然的に伴う「管轄権の欠缺」、さらには「憲法の欠缺」⁽³⁰⁾からも解放され、先の無制約性とあわせて、最終目標の実現に向けた運動の中で、その折々に不断に転変する民族指導の必要性に応じ、民族の生、及び個々の民族同胞の現存在全体に対する統御が可能となったのである。

三 指導者の地位の特性

権力の根拠の変化は、当然に、指導者の地位に従来の大統領等の国家の統治者のそれとは異なる性格と内容をもたらすこととなった。⁽³¹⁾ たとえばシュトゥッカルト等は、「指導者の官職(Amt)は国家法的に何かまったく新しいものである」という。「われわれはそれを過去あるいは現在の他のいかなる制度とも比較することはできない。指導者は独裁者でも、絶対君主でもない。彼はまた立憲君主や大統領とも比較可能なものではない。⁽³²⁾」このようにシュトゥッカルト等が、「何かまったく新しいものである」としながらも、なお「指導者の官職」について語るのに対し、トリーペルは、より端的に、「指導者は通常の法律用語法の意味で官職を有するものではない」という。あるいは、ヘーンもまた「指導者と官職の所有者とは本質的に異なるものである」とする。⁽³³⁾ たしかに、従来のな意味でもはや指導者の「官職」について語りえないとして、しかしながら、それは、単にトリーペルがいうように、「官職が法的に制限された管轄権を意味する」⁽³⁴⁾からだというだけ

ではなかった。

官職の最大の特徴は、それがもつ「非人格性」に求められる。或る一人の人物が憲法による授権に基づき国家の統治者としての地位と権限、即ち、官職を付与された瞬間、それと引き換えに、彼個人の人格は背後に退き、国家の一つの機関として、法の非人格的な執行者へと変貌する。彼の権限が常に法的に制限されたものとならざるをえないのは、こうした理由によるものであった。この点からして、統治者の非人格化が法治の原理に由来する一つの結果であったことは明らかであろう。「裁判官は法の言葉を述べる口である」とのモンテスキューのテーゼは、程度の差はあれ、大統領等の国家の統治者にも妥当する原則であった。むしろ、ヒンデンブルクであれ、シュトレイゼマンであれ、彼らの人格が政治的にそれぞれに大きな意味をもつものであったことは間違いない。しかし、彼らが大統領や首相としての職務(ἔργον)を執行する上では、個性の発現はあれ、人格それ自体は抑圧され、捨象されねばならないものであった。ちょうど暴力としての力を正当な権力へと転換するように、憲法を頂点とする規範体系は、生身の一人の人物を非人格的な權威ある正当な法の執行者へと作り替える装置として機能する。統治者が常に代替可能であり、また、彼らの交代にもかかわらず、国家及び統治の継続性が確保されるのはこうした理由によるものであった。これに対し、クリューガーは「指導者は人格である」という。指導者は、既に繰り返し述べたとおり、もっとも優れた血から生まれた民族の最良の子供として、自らの人格の中に共同体そのものを体現していることを唯一の根拠に、指導者たる地位と権能を獲得する。その際、自らの権力が種の同一性によって根拠づけられ、そのため憲法による力の法への転換を必要としなかったが故に、指導者は、大統領等の統治者とは異なり、非人格化を蒙ることなく、自らの有する他に比類のない「人格」のままに權威ある正当な民族指導の執行者となりえたのである。こうした事態をクリューガーは次のような言葉で表現している。即ち、「指導者は新たな憲法体制の端緒でもあり、また中心でもある」と。さらに彼はいう。「非人格的な憲法がまずそこに存在し、それに基づいて或る人物がその執行者へと任命されるのではない。むしろ、指導者は既に憲法そのものである。憲法が或る人物を〔統治

者の地位に」就けるのではなく、「民族の指導者である」人格が憲法を決定する」と。

指導者—憲法体制の新しさは、このように官職に代わって人格が決定的な意味をもつことにあったのだといえるであろう。したがって、指導者の地位は、大統領等がそうであるように、彼の権利及び義務を個々に規定することにより法的に創設したり、あるいはとらえることが不可能な、そうしたものであった。一般に、権力を志向する者は、独裁者を含め、その地位が単に物理的な力により担保されるだけでなく、法的にも承認されることを望むのが通例であるが、しかしながら、指導者に限っていうならば、こうした合法化による権力の強化は、不必要であるだけでなく、むしろ、強力な内的権威を弱いた外的権威によって置き換えるものとして、危険なものでもあったのだ。一九三七年四月一日に失効が予定されていた『全權授与法』をめぐって、当初ライヒ法律による全面的改正に同意を与えたヒトラーが最終的に法律の単純な延長に同意した背景には、恒久的な立法化が指導者の権力にもたらすこうした危険を懸念したことが挙げられるのではなからうか。指導者は、立法化をまつまでもなく、彼が有する人格の故に常に既に指導者であったのであり、それにもかかわらず、あえて何らかの法的承認を得よう、あるいは与えようとするならば、その瞬間に、指導者は、法治の原理の畏にとらえられ、指導者ではなく、単なる国家の機関として官職の所有者に墮すことになったにちがいない。その時には間違はなく指導者権力のもつ無制約性も全体性も失われることになったであろう。所詮、人格に根拠を置く指導者権力と非人格的な法律による権力の正当化、合法化は相いれないものであったといわねばならない。

四 人格の指導としての民族指導

指導者権力のもつ無制約性及び全体性は、指導者が、官職の所有者としてではなく、一個の人格として憲法体制の中心に立つことの反映であり、結果でもあった。この人格化が法治の原理からの解放と深くかわる事柄であったとして、そのことの有する意義は、単に指導者が憲法等の法規範による制約から解放されるといったことにとどまるものではなかったはずである。単にそれだけのことであるならば、独裁者も大きな違いはなかったであろう。より積極的に、民族指導の

在り様そのものが、不断の運動の中で民族の生の全体的統御を可能にすべく、国民統治のそれと比べ、決定的な変容を蒙ることになったことが挙げられねばならない。それでは、民族指導の本質はどこに求められるものであったのか。

民族指導は、法規範ではなく、「人格の上に構築される」ものである⁽²⁸⁵⁾、そのようにヒトラーはいう。ケルロイターもまた、「指導は、非人格的な規範のみに基づいて『支配』を行おうとする個人主義的自由主義の観念とは反対に、常に人間によって行われる⁽²⁸⁶⁾」とする。もっとも、これがいわゆる「人の支配」の復活を意味するものでなかったことは、指導者もまた民族の世界観に拘束され、民族意思の単なる執行者に過ぎないものとされたことから見ても、明らかなおりであった。市民的法治国家がそれ以前の専制君主による人の支配を法の支配によって置き換えようとしたとするならば、これら二つの支配をとともに「人格の指導」によって克服し、国民統治に代えて民族指導を実現することが新たな憲法体制の目的であったといえよう⁽²⁸⁷⁾。ライによれば、「われわれの時代の新しさは、われわれがはじめて人間の指導を打ち立てた」ことに求められるという。「国家、市町村、官庁、軍隊、経済といったものならば、それらはどの時代にも存在していた。しかし、何千年来、はじめて、われわれの民族において真の意味での人間の指導が実現されたのである⁽²⁸⁸⁾」と。

それでは、人格の上に構築される民族指導とはいかなるものであったのか。既にヒトラーの言等からも明らかではあるが、改めて、法規範は、それがもつ非人格的な性格、及びそこから由来する原理的な制限的機能の故に、民族指導の手段たりうるものではなかったことが確認されなければならない⁽²⁸⁹⁾。「法律は運動そのものの終わりを意味する」とのクリューガーの言葉にあるように、それは全体性と運動性を本質とする民族指導にとって有効性をもたないばかりか、異質なものの危険なものでもあったのだ⁽²⁹⁰⁾。ライもまた、或る演説の中で、法律や命令のもつ機能の本質を「既存の秩序の裁可」にあるとし、運動の発展を阻害する「バリアー」となる危険性について言及していたが、以下に紹介する『断種法』をめぐるイェナ上級遺伝裁判所の決定の中に、彼らが忌避した法規範のもつこうした危険性を容易に見て取ることができであろう。断種の必要性を認めながらも、管区医による申請を却下した裁判所は、その理由として以下の事柄を挙げている。「ラン

ト治療・看護施設長による綿密かつ詳細な医学的鑑定の結果は、Zの精神分裂病への罹患を証明するものではなかった。鑑定は、精神分裂病の徴候の存在、及び軽微な精神分裂病の障害の表現と判断される傾向も否定した。Zは情緒不安定、動作に落ち着きのない衝動のかつ意思薄弱な精神病患者だということであった。……いづれにせよ、精神分裂病の罹患は明らかにならなかったのであり、それ故、「『断種法』の条項に拠る限り」Zに対する断種はこれを認めることはできない。そのため他の法律上の根拠も存在しない。……Zが子孫をもうけることは非常に望ましくはないにせよ、法律は残念ながらそのことから民族共同体を保護する可能性を保障していない。こうした問題の是正は、緊急に法律の対象を精神病質者及び反社会的人物へと拡大することよってはじめて実現可能なものとなる。」

前述した統治者に対する授權の場合と表裏の関係として、法律には、元來、民族指導の手段としても重大な限界があった。一般に、立法者に対しては、将来起こりうる無数の社会的行為、事象の中から、法的評価の対象とすべき行為、事象を抽出し、立法目的にそってこれを整理し、類型化し、法的な定型として、各条文に個別的に規定することが要請される。それ故、法律は、常に一定時点における、かつ特定の、それ故、全体的ではなく、部分的な禁止、制限、義務づけとしての性格を免れうるものではなかった。立法者が無制約的な立法権を行使し、自らの意のままに厳格な法律を制定したにせよ、それが有する妥当性は、時間的にも、内容の面からも、常に限定されたものでしかなかった⁽²⁸⁾。この理由は、先の『断種法』——ちなみに、この法律は『全權授与法』により無制約的な立法権を与えられたライヒ政府により制定公布されたものであった——の例でいえば、それは、一九三三年七月一四日の時点での人種政策の進展状況に応じた立法措置でしかなく、断種の対象は、種々の理由から、そこに挙げられた九つの疾患に限定せざるをえなかったとされる。社会の中で生起する行為、事象は、法律が定める構成要件に該当する限りにおいて、法的評価の対象とされ、逆に、構成要件に該当しない以上、以後の事態の変化に伴い、たとえそのことが当初の立法目的にそって要請されたにせよ、法的評価の対象となることはありえなかったし、あってはならなかった。その意味で、イエナ上級遺伝裁判所の決定は、法律的思考の

観点から見る限り、きわめて妥当なものであったといわねばならない。禁じられていないこと、命じられていないことは許されている、それが原則であった。なるほど、一般条項や列挙項目の例示化等の立法技術を使って、こうした欠缺を或る程度埋め合わせることは可能であったかもしれない。しかし、運動と全体性を原理とする民族指導が法律の助けを借りて自らの政治目的を実現しようとするならば、SSの機関紙の指摘をまつまでもなく、「法律機械を全速回転させる」必要に迫られることになったであろうし、たとえそうしたところで、無限のアスペクトをもつ現存在の全体を指導すべく「すべてを条文化する」ことなど到底不可能なことであったにちがいない。⁽²⁰⁾

こうした限界をもつ法規範に代わって、人格の指導にふさわしい手段として、フーバーは「計画(Planung)」、「声明(Kundgebung)」、「指示(Anordnung)」を挙げ、さらに次のようにいう。「一切の指導は政治的プランを前提とし、それに基づいて行われる。指導が必要とするものは、プログラムであり、指針(Richtlinie)、構想(Entwurf)である。こうした計画の立案が一切の政治的行動の前段階を成す。民族は、(指導者の)政治的声明を通じて、彼らに示された偉大な目標の実現に向かって呼び掛けられるのである」と。⁽²¹⁾その際、指導者が自らの意思をどのような形式でもって表明するかは問題ではなかった。指導者の人格全体に対し忠誠を誓約する被指導者団にとっては、党大会や国会での演説であれ、重大な政治的出来事の折々に発せられる布告、あるいはその他日常の些細な言動であれ、形式の如何を問わず、表明された指導者の意思が存在すれば、それだけで、自らに課せられた「Mitarbeiter」としての義務を履行する上で十分であったにちがいない。⁽²²⁾

五 人格的授権と指導の実行

指導者と被指導者団の中間にあって、指導者によりさまざまな方法、手段でもって示される構想、計画、指示等を具体化し、それに基づき最終目標の実現に向けて民族指導を實行する役割は、政治指導部及び党の手に委ねられた。それらが、従来の国家における政府、官僚・官吏団に代わる、民族指導の中枢機関であり、執行機関であった。国家の統治機関が法

規範による授權に基づいてそれぞれの官職と権限を獲得し、またその結果として権力活動に対する制限、抑制を蒙るものであったとするならば、政治指導者たちは、指導者との人格的合一を根拠に、指導者から直接的に彼の人格に帰属する民族指導の権能の一部を授与され、その結果、指導者の「政治的受任者」⁽²⁸⁾として、授權の範囲内で、指導者に代わって、指導者の意を体して、民族に対する全体的かつ無制約的な指導を担当する⁽²⁹⁾。このように彼らの権力もっぱら指導者との人格的な関係に依存する結果、指導者団の中であって個々の政治指導者が有する権力の強さは、官僚機構の中の位階的な位置づけに代わって、指導者を中心と彼との間で放射状に結ばれる人格的距離の大小に比例するものであった⁽³⁰⁾。

いわば「規範的授權から人格的授權へ」と表現されうるこうした変化は、政治指導者が行う宣誓の文言からも容易に読み取ることが可能である。従来の国家における宣誓が大統領や首相から末端の官吏に至るまで「憲法に対する忠誠」、「法律に対する服従」を内容としていたの⁽³¹⁾に対し、彼らの宣誓は文字通り指導者の人格に対する誓約であった。党組織監督官の編集になる『党組織書』には次のような宣誓文が掲載されている。即ち、「私は、アドルフ・ヒトラーに対し変わらぬ忠誠を誓約する。私は、彼及び彼が任命した指導者に対し無条件の服従を誓約する」⁽³²⁾。

こうした人格的授權をめぐる実際の状況については、ゲーリングの以下の報告が参考となろう。「最近数カ月の間に私が手にした数多くの肩書や名譽の中で、ドイツ民族から与えられた以下の称号以上に私にとって誇りとすべきものは他に存在しない。即ち、『われわれの指導者のもっとも誠実な忠臣』⁽³³⁾がそれである。ここには指導者に対する私の関係が表現されている。私は長年にわたり指導者に対し無条件の忠誠をもって従い、また今後も私の生涯の終わりまで彼に従い続けることであろう。しかし、指導者もまた私に対し同じ感情を抱いていることを承知するものであり、また私が指導者から比類のない信頼を得ていることを誇りをもって語ることを許されるであろう。そして、まさしくこの信頼が私のすべての活動の根拠となっている。われわれの誰もが、指導者がその者に与えることを望むだけの権力を所有している。したがって、指導者とともに、また指導者の後ろ立てがあつて、はじめてわれわれは権力を所有するのであり、彼の意思に反して、

あるいは彼がそのことを望むことなしには、その瞬間にわれわれは権力を完全に失うことになる。指導者が排除したいと望む者を失脚させるには、彼の一言があれば充分なのだ。⁽²⁹⁾

受任者の特定、授権の方法、対象、内容、時期等の決定はむろん指導者のその折々の判断に委ねられていた。個別具体的な授権が実際にどのように行われたかに関しては、同じくゲーリングの発言を引いておこう。ポグロム後の対応策の検討のためにライヒ空軍省に関係閣僚等を招集して開催した会議の冒頭、彼はヒトラーからの授権の経緯について次のような報告と確認を行っていた。即ち、「諸君、本日の会議は決定的な重要性をもつものである。私は、指導者代理ボルマンから、彼が指導者の委任に基づいてしたためた一通の書状を受け取った。そこには、今こそユダヤ人問題に関し統一的な対応措置がとられ、しかるべき解決がはからなければならないと書かれていた。昨日、改めて指導者から私宛てに電話があり、決定的な措置を中央にあって統括するように命じられたところである。」⁽³⁰⁾

人格的授権により指導者と結ばれた政治指導者たちを支配した掟は、合法律性のエートスではなく、指導者原理、即ち、上位の指導者に対する絶対的責任と下位に対する無制約的権威であった。⁽³¹⁾ 彼らは、指導者からの授権に基づき、彼とともに、民族に対する人格指導を担当し、最終目標の実現に向け必要となる一切の措置を決定し、執行する。ベッカーは、こうした民族指導を、マウンツに倣って、「政治的指導(politische Führung)」と「政治的指導の実行(politische Durchführung)」に分類する。前者が本来的意味での「指導」であり、これを担いうる者は当然に民族の指導者に限られていた。指導者のみが、最終目標の実現に向けたプランを構想し、その折々の状況の力学の中で具体的な道筋と方策を決定し、民族に対し告知しうるのである。指導者に直属する最高政治指導者のグループを含む下部指導者は、こうした指導者の決定に基づき、最終目標の実現のために、先に紹介したゲーリングの場合がそうであったように、指導者からその折々に下される授任の範囲内で、必要な措置を決定し、実行するに過ぎない。⁽³²⁾ これは非本来的意味での指導であり、指導者の指導から区別するため、「指導の実行」の名で呼ばれるものであった。⁽³³⁾

それでは、指導の実行とはいかなる類の政治的行為であったのか。それは、通常の国家における憲法等の法令と行政官吏や裁判官等の関係に見られるような、無条件の服従でもなければ、合理的な解釈に基づく決定の執行でもなかった。⁽³⁰⁾「歴史の創造は、そうしたものによっては不可能である」とヒトラーはいう。単なる命令の受領者、解釈者ではなく、「固有の責任を担う協働者」として、⁽³¹⁾文言そのものではなく、文言から読み取られうる「指導者の意思」の実行こそが問題であったのだ。⁽³²⁾

こうした指導者の意思の実行が実際どのように行われたかについて、ここでは、一例として、一九三八年一月七日にパリで起こったドイツ大使館員フォム・ラート狙撃事件からポグロムに至ったヒトラー、ゲッベルス、SA等の一連の動きを取り上げてみよう。⁽³³⁾事件の翌日、早くも『フェルキツシャー・ペオバハター』が「この新たな行為からしかるべき結論を引き出すことになろう」との警告を行う中、翌九日——この日はビヤホール・プッチの一五周年記念日にあたっていた——、パリから届いたフォム・ラート死亡の報せがポグロム開始の合図となった。このニュースをミュンヘン市旧庁舎ホールで行われていた記念式典の最中に受け取ったヒトラーは、ただちに恒例の演説を取り止め、ゲッベルスと二人きりで話し合った後、「SAを解き放つべき時がやって来た」との言葉を残して市内の私邸に戻った。午後一〇時、彼に代わって演壇に立ったゲッベルスは大管区指導者等を前に、「既にクルヘッセン及びマゲブルクアンハルト大管区では反ユダヤ主義的決起が開始され、ユダヤ人商店の破壊とシナゴークへの放火が行われている」ことを報告、さらにこの後、次のような言葉を付け加えた。「指導者は、こうした示威行動が党によって準備されたものでも、組織されたものでもなく、自発的に生まれたものである限り、それを抑制するには及ばないとの決定を下した」と。⁽³⁴⁾この発言は出席者によりユダヤ人に対する「宣戦布告」としてとらえられ、ただちにその旨がそれぞれの各大管区事務局に対し電話で通報され、⁽³⁵⁾数時間以内にSAの各部隊に出動命令が発せられたという。たとえば東プロイセンのナイデンブルクでは、午前二時頃、管区指導者からSAの部隊長に対し以下の命令が下されている。「大使館員フォム・ラートの暗殺に対する報復として、今晚東

プロイセンのシナゴークをことごとく焼き払うものとする。さらにすべてのユダヤ系商店を占拠し、ユダヤ人を拘禁し、業務用書類を焼却するものとす。この作戦に対する責任は管区指導者が負う。⁽³⁰⁾ヒトラーの発言に端を発した一連の授權の連鎖が、形式の面でも内容の面でも、先に紹介した一九三三年二月二十八日の『大統領令』等に見られるような、常に上位の規範に基づき、その範囲内で行われる授權と大きく異なるものであったことは明らかであろう。

ゲッベルスの発言がユダヤ人に対する「宣戦布告」ととらえられた経緯に関しては、党最高裁判所がゲーリングに送付した一九三九年二月一三日付の報告書——『一九三八年一月九日の反ユダヤ人示威に関する経緯及び党裁判所の審理に関する報告書』——が参考になる。これは、党最高裁判所がゲーリングからの委託に基づき、示威行動の中で行われた人種汚濁や殺人等の罪の故に裁判に付され、あるいは保安拘禁されたSA隊員につき党の立場から独自の調査と審理を行った結果を報告したものであるが、そこには、先の経緯に関して次のような興味ある指摘を見出すことが可能である。「ライヒ宣伝大臣が口頭で与えた指示は、党は対外的には示威行動の主謀者と見られてはならないが、実際には示威を組織し実行すべきものであるというように、列席したすべての党指導者により理解された。……命令が下された状況の再調査の結果明らかにになったことは、鬭争時代以来の黨員にとって、党が組織者として表面に姿をあらわす意図のない場合、完全に明確かつ詳細にわたる命令が与えられることはないのが当然のことであるということであった。それ故、このような黨員は一つの命令から言葉で表現されている以上のことを読み取ることには慣れていない。他方、命令者の側でも、党の利益のため、すべてを言い尽くさず、彼がその命令によって達成しようとする目的を暗示するにとどめるのが通例である。それ故、下級指導者たちの多くは、口頭や電話での必ずしも適切に定式化されたものとはいえない命令——ユダヤ人グリーンシユパンではなく、ユダヤ人全体が同志フォーム・ラートの死に責任がある、したがってドイツ民族はユダヤ人全体に対し復讐を実行する、……ピストルを携行し……、各人はSA隊員として今何をなすべきかを承知しなければならない——を同志フォーム・ラートの血の償いにユダヤ人の血が流れなければならぬと理解したのであった。」⁽³¹⁾

党最高裁判所は、こうした「命令の存在」を前提にSA隊員に対する公判の取り消しの要請等の措置を決定したものの、報告書の中で、命令の在り方自体に関して次のような疑問を呈している。即ち、「命令を受け取った者が、命令を下した者の意思を見抜き、それに従って行動するであろうことを期待して、ことさらに不明瞭な形で命令を発することは、規律の観点から見て、今後あってはならないことではなからうか」と。さらに報告書はいう。「闘争時代にあつては、党が主謀者であることを国家に見破られることなく、政治的な成果を挙げるためには、そうしたことは個々のケースに依じて止むを得ないことであつたかもしれない。しかし、今日もはやこのようなことが必要とされる状況にはない。……むしろ、兵士が命令者の意思に従い本来何をなすべきかについてあれこれ熟慮しなければならぬような事態を避けることこそが肝要である。何故なら、かような熟慮は重要な任務の遂行にあつて誤つた結果をもたらすことにもなりかねず、また命令者が文字通りの命令の受領、実行を望んでいる場合にも熟慮が行われるといったことが起こりうるからである。いずれにせよ、結果はナチズムの規律と責任の破壊である」と。

しかしながら、ヒトラーの眞の意図がおよそこうした主張と異なるものであつたことを、以下に紹介する食卓談話は教えている。そこでは、闘争時代の経験に基づいて、民族指導における、「上からの大まかな指示」と「広範な自由裁量」の必要性が次のように説かれていた。即ち、「下部の指導者に十分な固有の活動の余地を与えることよつてのみ、眞に能力のある者が見い出されるのである。さもなければ、偏狭な官僚主義がはびこるだけに終わるのである。指導者に責任が与えられる場合にはじめて、われわれは責任を喜んで引き受ける〔指導者団〕を確保することが可能となる。それは、指導の課題全体を実行する上で必要不可欠なものである」と。

さらに、大まかな指示さえも不要であつたのかもしれない。あれこれの些細な発言や行動から指導者の意思を付度し、先取りし、それに基づいて指導を実行することが可能であり、さらには義務であるとさえみなされたのである。党大会や国会といった公的な場だけではない、食卓談話のような私的な会合等において、その折々に表明され、あるいは場合によつ

ては目配せ等によって暗に示される指導者の意思に即して、今ここで必要と考えられる一切の措置を実行することが肝要であったのだ。⁽²⁷⁾そして、指導者の意思の執行である限り、それは常に合法的とみなされたのである。⁽²⁸⁾先の報告書の中で党最高裁判所がそう結論づけたように、たとえそれが殺人であってもそうであった。⁽²⁹⁾そのため下部指導者に求められた資質は、指導者の意思を忖度し、正確に理解すべく、「指導者の人格及び行動を直観的に把握する」能力であり、⁽³⁰⁾さらには、「ひとたびAという決定を下した場合、引き続きそこからB、Cという結論を当然のこととして論理的に導き出す」ことができる勇氣であった。⁽³¹⁾むしろ、最大限の自由と責任が保障される一方で、「指導者の命令に対する無条件の規律が要求されなければならなかった」こともまた確かなところであった。いったん指導者が事態に介入すれば、「彼の意思が最終決定であり、それに対しては無条件の服従が求められねばならない」⁽³²⁾、そのようにヒトラーは断言する。

六 指導者の無謬性と歴史による審判

指導者の意思が「最終決定」であり、「無条件の服従」を要求することができた背景については、もはや詳しい解説は不要であろう。指導者が、民族のもっとも優れた血から生まれた者として、自らの人格の中に民族そのものを体現している限り、彼の意思は民族の意思であり、彼の決定は民族の決定に他ならず、それ故、被指導者団にとってはむしろ、民族指導の中枢を担う政治指導者たちにとっても、無条件の服従は当然のことであったのだ。ディーツェは、「指導者はいわば無謬の存在である」という。「指導者が過ちを犯すこと、彼の行動が共同体(の生存法則)に違反することなどありえない。指導者は共同体の唯一の代表者であるが故に、彼が行う一切は真の共同体意思の新たな発現である。指導者の無謬性の原則は共同体の自然の法によって説明可能である。指導者の無謬性の教説は、絶対主義時代の神の恩寵を意味するものでは決してなく、むしろ指導者と被指導者団の関係、つまりは共同体の本質から由来する一つの単純な結果に過ぎない。」⁽³³⁾

しかし、たとえ指導者が無謬の存在であるにせよ、運動の本質が、前述のとおり、所与のプログラムの単純な執行にで

はなく、むしろ意思の活動にこそ見出されるべきものであった限り、指導者の決定が常に民族の未来にとって重大な責任を伴うものであったこともまた確かなところであった。この点に關し、既に紹介した一九三五／三六年の冬季救済事業の開幕演説を引いておこう。ヒトラーは民族の指導者としての自らの責任について次のように語っていた。「指導者は自らの良心にのみ責任を負う。そして、この良心はただ一つの命令権者を持っている。即ち、われわれの民族がそうである」と。指導者権力は無制約的であったにせよ、指導者もまた、共同体人格の所有者として、常に民族の生存法則に拘束され、責任を負うことに何ら変わりはなかった。⁽³⁵⁾ フライスラーは、こうした事態をとらえて、「指導者であることは一つの権利ではなく、むしろ一つの課題である」という。「指導者であることの核心には課題を表現せよという一つの倫理的命令が存在する。指導者は責任抜きには考えられない。むしろ、まさしく責任が指導者の本質を構成する。指導者であることは、もっともドイツ的な倫理的命令、即ち、『汝の義務に忠実であれ』を自らの身に引き受けることである。⁽³⁶⁾」

責任と義務が指導者の本質を構成する限り、指導者、及び彼が行う個々の民族指導に対する審判は不可避なものとなる。むしろ、ブラウセが「民族共同体は、原則として、指導者を何らかの監督、とりわけ法律的なそれに服させることを放棄した⁽³⁷⁾」というように、法治の原理から解放された民族の指導者にとって合法性の審査が無縁なものであったことはいうまでもない。⁽³⁸⁾ ヒトラーもまた、食卓談話の中で、「神の摂理は与えられた頭脳を正しく使用する者に勝利をもたらす。法律家により作り出された一切の法にかかわる問題は造物主にとって何ら意味をもつものではない⁽³⁹⁾」との見解を明らかにしていたが、たしかに指導者に対する審判が不可避であったにせよ、それは、憲法等の法規範ではなく、歴史、運命、より端的には神による審判以外にはありえなかつたにちがいない。⁽⁴⁰⁾

先ず確認されるべきは、人類の歴史を地球支配をめぐる諸民族・人種の戦いの歴史ととらえ、この戦いを神の意思とみなしたヒトラーにとつて、⁽⁴¹⁾ 民族指導の一切はドイツ民族を最終目標に導くため神により課せられた義務の履行に他ならなかつたという事実である。たとえば、一九四一年二月一日、第三ライヒの歴史にとつてきわめて重大な意義をもつた

アメリカに対する宣戦布告の決定を報告する国会演説の冒頭、ヒトラーは「神に対する義務」について次のように語っていた。「ドイツ民族がこの戦いを引き受けることが神の意思にかなうことであつたとするならば、神が、私に對し、今後五〇〇年、一〇〇〇年にわたつてドイツのみならず、ヨーロッパ、さらには世界の歴史を決定づけるこの画期的戦いの指導を任じたことにつき感謝を捧げるものである。「この戦いは」単にわれわれ自身のためではなく、将来、それもはるか未来の世代のための戦いである。われわれは、今や、かつて例をみない歴史的大変革を実現すべき任務を造物主により命じられ、義務づけられたのである」と。

神により課せられた義務の履行に對する審判はただ神によつてしか可能ではなかつたであらう。先の宣戦布告に劣らず、初期の外交政策の上で決定的な重要性をもつた出来事に國際連盟からの脱退があつたが、この時、ヒトラーは、通告から二〇日後の一九三三年一月一二日に脱退の是非を問う國民投票を実施、さらに二月一日、同時に行われた国会選挙により新たに選出されたライヒ議員を前に、今回の投票結果を総括するとともに、脱退の決定に對する審判を歴史に委ねるとの考えを表明していた。「民族は政府のみならず、政府を支配する党に對しても承認を与えた。運命は唯一の運動の掌中にすべての権力を委ねた。党は一四年間の戦いの目的を達成した。しかし、同時に、党は歴史〔の法廷〕を前にして未聞の責任を負うこととなつたのである。……われわれは、〔今回の決定に賛成した〕すべての者とともに将来秤にかけられ、評価されることになるであらう。われわれがこの審判に耐えうるか、歴史がわれわれを断罪するか、結果はそのいづれかである」と。たしかに、「言葉の至高の意味において歴史を創造するために運命により選ばれた」指導者を待ち受ける審判は、他日予定されているはずの「地球上の最後の、そして最大の審判」以外にはなかつたにちがいない。

むすび ドイツ民族の血によって署名された永遠の法典

「ドイツが最大の革命を経験するのは、この国ではじめて計画的に着手された民族及び人種衛生学を通じてである。ドイツ民族を対象とする人種政策によってもたらされる効果は、われわれの民族の未来にとって、他のいかなる法律のそれよりも決定的なものとなるであろう。」⁽³³⁸⁾これは一九三七年の党大会においてミュンヘン・オーバーバイエルン大管区指導者ワグナーに代読させたナチス党員に対する『声明』の一節であったが、このいささか謎めいた発言が何を意味するものであったかは今ようやく明らかとなるにちがいない。ブラウセが「民族共同体は民族共同体そのものとして既に憲法である。憲法の統一を根拠づけるものは指導者と被指導者団から成る民族共同体である」と語っていたように、指導者―憲法体制の構築が民族共同体の建設と不可分の企てとして、ただその作業を通じてのみ実現可能であった限り、人種政策の実行は、単にドイツ民族体の再構成に留まらず、それ自体として既に、ドイツに文字通り「最大の革命」、即ち、憲法体制の根源的変革をもたらすものでもあったのだ。

しかしながら、人種政策のもたらす効果が他のいかなる法律のそれよりも決定的なものであったとはいえず、事柄の性格上、それが決して速効的なものでなかったこともたしかである。むしろ、この革命が長期にわたるものとならざるをえなかったことは、ヒトラーが「われわれは何百年かけてドイツ民族を改良するであろう」と語っていたように、⁽³³⁹⁾民族共同体の建設が一〇年や二〇年ではなく、一〇〇年を単位とする課題であったことを考えれば、容易に納得がいくことであろう。それは、憲法典の交代によって短時日に決着がつく通常の革命とは異なり、「すべてのドイツ人が新たに形づくられ、改造されるまで完成することはない」、⁽³³⁸⁾そのような世代を超えて引き継がなければならない革命であったのだ。たしかに、ラウシュニングを相手に語っていたように、与えられた課題は間違いない「かつてドイツを指導したビスマルクやその他の人達のそれに比べより一層困難なもの」であったろう。⁽³³⁹⁾しかし、ドイツ民族の再構成の作業が完成した、その時には、

民族の指導者は、紛れもなく、「ドイツ民族である」すべての者の血によって置かされ、何者によっても侵すことのできない永遠の法典^(註)を手にしうることとなったにちがいない。

略語表

BA	Bundesarchiv Koblenz
DJ	Deutsche Justiz
DJT	Deutscher Juristentag
Domarus	M.Domarus(Hg.), Hitler.Reden und Proklamationen.1932-1945,Leonberg 1963
DR	Deutsches Recht
DRW	Deutsche Rechtswissenschaft
JW	Juristische Wochenschrift
MK	A.Hitler, Mein Kampf,München 1925/27[1934] (平野 一郎・袴田茂徳『わが闘争』黎明書房 一九七八年)
Picker	H.Picker(Hg.), Hitlers Tischgespräche im Führerhauptquartier,Stuttgart. 1976
Rauschnig	H.Rauschnig, Gespräche mit Hitler,Zürich 1940 (堀江 龍之助『ヒトラーの対話』学芸書林 一九七二年)
RGBl	Reichgesetzblatt
TMWC	Trial of the Major War Criminals before the International Military Tribunal
VA	Verwaltungsarchiv
VB	Völkischer Beobachter
ZB	G.L.Weinberg(Hg.), Hitlers Zweites Buch,Stuttgart 1961
ZStW	Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft

- (一) Domarus, S.1499. (二) Institut für Zeitgeschichte(Hg.), Hitler-Reden, Schriften, Anordnungen,Februar 1925 bis Januar 1933,Bd.IV/1, München 1994, S.95. (三) BA, NS.6/777, Bl.14. (四) BA, NS.26/60, Bl.10f. (五) MK, S.729. (六) ZB, S.106.
- (七) Institut für Zeitgeschichte(Hg.), a.a.O., S.92. (八) P.Bucher, Der Reichswehrprozess, Boppard am Rhein 1967, S.241ff.
- (九) MK, S.436f. (一〇) MK, S.310. (一一) R.Klüge/H.Kruger, Fassung und Verwaltung im Dritte Reich, Berlin 1937, S.71f.
- (一二) W.Groß, Der Rassengedanke im neuen Geschichtsbild, Berlin 1936, S.12, 24. (一三) A.Hitler, VB vom 3.5.1937. (一四) SS-Hauptamt(Hg.), Lehrplan für die weltanschauliche Erziehung in der SS und Polizei, 1944, S.72. (一五) F.Brennecke(Hg.), Handbuch für die Schulung in der Hitlerjugend, München 1937, S.28. (一六) H.Günther, Rassenkunde des deutschen Volkes, München 1922[1924], S.429. (一七) Institut für Zeitgeschichte(Hg.), a.a.O., S.95. (一八) ZB, S.70. (一九) Domarus, S.445. (二〇) Domarus, S.288. (二一) MK, S.782. (二二) Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstages,Bd.457, S.26f.
- (二三) Die Reden Hitlers am Parteitag der Freiheit 1935, München 1936, S.80ff, 84. (二四) C.Schmitt, DR 1934, S.28. (二五) E.Ristow, Erbgesundheitsrecht, 1935, S.3. (二六) H.B.Brauß, Die Führungsordnung des deutschen Volkes, Hamburg 1940, S.36. (二七) Domarus, S.1922. (二八) E.R.Huber, Wesen und Inhalt der politischen Verfassung, Hamburg 1935, S.82. (二九) H.Lammers, Reich und Ostmark, 1938, S.16. (三〇) H.Krüger, Führer und Führung, Breslau 1935, S.45. (三一) G.K.Schmelzeisen, Das Recht im nationalsozialistischen Weltbild, Leipzig 1934, S.47f. (三二) 櫻井昭 『ナチス・ドイツの政治と國家』 獨逸書院 一九九八年、六五頁以下、四八八頁以下。 (三三) E.Becker, Festgabe der Rechts-und Staatswissenschaftlichen Fakultät Marburg für Erich Jung, 1937, S.16. (三四) MK, S.492. (三五) MK, S.493, 500. (三六) Picker, S.488. (三七) O.Meissner/G.Kaisenberg, Staats-und Verwaltungsrecht im Dritten Reich, Berlin 1935, S.162. (三八) E.Becker, a.a.O., S.14. (三九) E.Becker, Diktatur und Führung, Tübingen 1935, S.32. (四〇) H.B.Brauß, a.a.O., S.39, 61. (四一) R.Schraut, DR 1934, S.73. (四二) 櫻井昭 『獨逸書院』 一九四〇年。 (四三) H.Stadelmann, Die rechtliche Stellung der NS-Volkswohlfahrt und des Winterhilfswerkes des Deutschen Volkes, München-Berlin 1938, S.31f. (四四) E.Forstorf, Der totale Staat, 2.Aufl., Hamburg 1934, S.37. (四五)

- H.Triepel, Die Hegemonie, 1938[1961], S.22f. (㉞) E.Walz, DJT 1936, S.257. (㉟) E.R.Huber, a.a.O., S.81. (㊱) Die Reden Hitlers am Reichsparteitag 1933, München 1934, S.39. (㊲) H.B.Brauß, a.a.O., S.39. (㊳) A.a.O., S.55. (㊴) E.R.Huber, ZStW 1935, S.42. (㊵) Ders., ZStW 1935, S.229. (㊶) G.Dahn, Deutsches Recht, Hamburg 1944, S.225f. (㊷) H.Himmeler, Festschrift für W.Frick zum 60.Geburtstag, München 1937, S.127. (㊸) A.Hitler, VB vom 19.7.1937. (㊹) MK, S.316. (㊺) Hans Schemm Spricht, Bayreuth 1935, S.31. (㊻) E.R.Huber, ZStW 1935, S.38. (㊼) Hans Schemm Spricht, S.51. (㊽) H.Lammers, a.a.O., S.21. (㊾) E.R.Huber, ZStW 1935, S.229. (㊿) C.Dernedde, JW 1934, S.957. (㊸) G.Küchenhoff, Handwörterbuch der Rechtswissenschaft, Ergänzungsband VIII, der Umbruch 1933/36, 1937, S.198. (㊹) R.Hefß, DJ 1936, S.796. (㊺) C.Dernedde, JW 1934, S.957f. (㊻) Der Parteitag Großdeutschland vom 5.bis 12.September 1938, München 1938, S.330. (㊼) W.Stuckart, Nationalsozialismus und Staatsrecht, Berlin, S.28. (㊽) H.Krüger, a.a.O., S.27. (㊾) J.Goebbels, Die zweite Revolution, Zwicken 1926, S.5. (㊿) H.Krüger, a.a.O. (㊸) A.a.O., S.15. (㊹) H.Franzen, Gesetz und Richter, Hamburg 1935, S.26. (㊺) H.Triepel, a.a.O., S.57. (㊻) H.Krüger, a.a.O., S.48. (㊼) H.Frank(Hg.), Nationalsozialistische Leitsätze für ein neues deutsches Strafrecht 2.Teil, Berlin 1936, S.11, 55. (㊽) Der Kongress zu Nürnberg vom 5.bis 10.September 1934, München 1934, S.163f. (㊾) E.Becker, Festgabe der Rechts- und Staatswissenschaftlichen Fakultät Marburg für Erich Jung, S.16f. (㊿) H.Krüger, a.a.O., S.38. (㊸) H.Frank, VB vom 18.8.1934. (㊹) H.Frank(Hg.), a.a.O., S.55. (㊺) G.Thierack, Denkschrift des Zentralausschusses der Strafrechtsabteilung der Akademie für Deutsches Recht über die Grundzüge eines Allgemeinen Deutschen Strafrechts, Berlin 1934, S.27. (㊻) H.Frank(Hg.), Nationalsozialistische Leitsätze für ein neues deutsches Strafrecht 1.Teil, Berlin 1935, S.20ff. (㊼) E.R.Huber, ZStW 1941, S.530. (㊽) E.Forstorf, a.a.O., S.36. (㊾) H.B.Brauß, VA 1937, S.83. (㊿) G.Neeße, Partei und Staat, Hamburg 1936, S.59. (㊸) R.Höhn, DR 1935, S.290. (㊹) E.Becker, Diktatur und Führung, S.17ff. (㊺) C.Schmitt, Staat, Bewegung, Volk, Hamburg 1933, S.41. (㊻) 國家社會主義的「ナチス」の「ナチ」長期 (㊼) K.Kümmerling, Der Sinnwandel des Gesetzbegriffes im nationalsozialistischen Staate, Düsseldorf 1938, S.35. (㊽) R.Höhn, Die Wandlung im staatsrechtlichen Denken, Hamburg 1934, S.35. (㊾) Die Reden Hitlers am

Reichsparteitag 1933, S.23. (83) G.Radbruch, Rechtsphilosophie, Leipzig 1932, S.70f., 80ff. (田中樺太郎監『邦語訳』東京大
 学出版会一九六一年) (84) H.Triepel, a.a.O., S.40. (85) E.Forstorf, a.a.O., S.37f. (86) C.H.Ule, VA 1940, S.241ff., 255. (87)
 H.Kobelewski, Der Vormarsch.Blätter der Wikinger.August 1927.Folge 3, S.51. (88) R.Höhn, DRW 1937, S.207. (89) Die
 Reden Hitlers am Reichsparteitag 1933, S.41. (90) H.B.Braube, Die Führungsordnung des deutschen Volkes, S.96. (91)
 G.Krause, DR 1935, S.205. (92) H.B.Braube, a.a.O., S.56f. (93) E.R.Huber, Verfassungsrecht des Großdeutschen Reiches,
 2.Aufl., Hamburg 1939, S.197. (94) H.Triepel, a.a.O. (95) C.Schmitt, a.a.O., S.42. (96) R.Schlaut, DR 1934, S.73. (97)
 E.R.Huber, ZStW 1941, S.530. (98) M.Weber, Wirtschaft und Gesellschaft, 3.Aufl., Tübingen 1947, S.28. (樺太郎監『社
 会学の根本概念』非被書堂一九六一年) (99) R.Höhn, DRW 1937, S.215. (100) E.R.Huber, Verfassungsrecht des Großdeutschen
 Reiches, 2.Aufl., S.230ff.;G.Neeße, Führungergewalt, Tübingen 1940, S.44ff. (101) C.H.Ule, a.a.O., S.241ff. (102) A.Köttgen,
 Jahrbuch des öffentlichen Rechts, 1938, S.49. (103) Pickert, S.488f. (104) E.Becker, a.a.O., S.34. (105) R.Höhn, DRW 1937,
 S.208ff. (106) E.R.Huber, ZStW 1936, S.405. (107) R.Höhn, DRW 1937, S.212. (108) R.Höhn, DR 1935, S.298. (109) R.
 Höhn, Die Wandlungim staatsrechtlichen Denken, S.40. (110) H.Nicolai, Rassengesetzliche Rechtslehre, 2.Aufl., München
 1933, S.32. (111) Kier, Nationalsozialistisches Handbuch für Recht und Gesetzgebung.(H.Frank(Hg.)), München 1935, S.23.
 (112) VB vom 3.5.1937. (113) H.B.Braube, DR 1935, S.205. (114) C.G.Meinhof, JW 1935, S.3077. (115) Domarus, S.763. (116) H.G-
 öring, DJ 1940, S.3. (117) Pickert, S.489. (118) C.G.Meinhof, JW 1935, S.3077. (119) H.Göring, Zeitschrift der Akademie
 für Deutsches Recht 1934, S, 234ff. (120) H.Arendt, Elemente und Ursprünge totaler Herrschaft, Frankfurt am Main 1958,
 S.680. (大久保和郎・大島かほり訳『全体主義の起源』ちくま書房一九六四年) (121) K.Behren(Hg.), Deutschland-Berichte der
 Sozialdemokratischen Partei Deutschlands(SOPADe) 1934-1940, 3.Jg., Frankfurt am Main 1980, S.9. (122) E.R.Huber, ZStW
 1935, S.40. (123) E.R.Huber, Vom Sinn der Verfassung, Hamburg 1935, S.21. (124) H.Frank, Nationalsozialistische
 Strafrechtspolitik, München 1938, S.16. (125) O.Maibner/G.Kaisenberg, a.a.O. (126) R.Hef6, Der Kongress zu Nürnberg vom
 5.bis 10.September 1934, S.18. (127) VB vom 18.1.1937. (128) E.Wolf, Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie, 1934/35, S.355.

- (82) H.Lammers, DJ 1934, S.1300. (83) H.Heiber(Hg.), Goebbels-Reden.Bd.I:1932-1939, Düsseldorf 1971, S.132. (41) H.Krapfenbauer, Die sozialistische Bedeutung der NS-Gemeinschaft "Kraft durch Freude", Nürnberg 1937, S.15f. (42) G.Ussadel, Zucht und Ordnung, Hamburg 1935, S.16. (84) Pickler, S.487. (43) H.Arendt, a.a.O., S.463f., 595f. (44) H.Buchheim, Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte 1960, S.165ff. (85) W.Hamel, Deutsches Verwaltungsrecht.(H.Frank(Hg.)), München 1937, S.387f. (45) R.Ley, Soldaten der Arbeit, München 1938, S.125. (86) W.Hamel, a.a.O., S.388. (87) W.Stuckart, Nationalsozialistische Rechtserschließung, Frankfurt am Main 1935, S.63. (46) E.R.Huber, ZStW 1936, S.440. (47) H.Henkel, Strafrichter und Gesetz im neuen Staat, Hamburg 1934, S.52. (48) Rob.Kammann=Barmen, VB vom 4/5.2.1934. (88) W.Hamel, a.a.O. (49) R.Ley, a.a.O., S.71. (50) E.Forstorf, a.a.O., S.46. (89) Rauschnig, S.179ff. (51) Rauschnig, S.175. (90) E.Krieck, Nationalpolitische Erziehung, Leipzig 1933, S.38. (52) H.Krüger, a.a.O., S.41. (91) 德意志語學會 德意志語學會 三十一 (53) H.Himmeler, Die Schutzstaffel, Berlin, S.5. (54) ZB, S.137. (55) Rede von J.Goebbels vom 17.1.1936, Dokumente der deutschen Politik.Bd.4.(P.M.Benneckenstein(Hg.)), Berlin 1939, S.9. (56) F.P.Heffter/C.H.Ulle/C.Dernedde, Sonderausgabe aus Jahrbuch des öffentlichen Rechts, 1935, S.47. (57) H.Arendt, a.a.O., S.576f. (92) H.Krüger, a.a.O., S.43. (58) Rauschnig, S.165. (93) J.Goebbels, a.a.O., S.9f. (94) VB vom 4.11.1930. (95) VB vom 26.6.1934. (59) H.von Kotze/H.Krausnick(Hg.), Es spricht der Führer, Gütersloh 1966, S.147f. (96) J.Goebbels, a.a.O. (97) Geheime Erklärung von J.Goebbels am 5.4.1940, Der Zweite Weltkrieg.(H-A.Jacobson(Hg.)), S.181. (98) Rauschnig, S.126. (99) Der Kongress zu Nürnberg vom 5.bis 10.September 1934, S.211. (100) H.B.Brauß, Die Führungsordnung des deutschen Volkes, S.6f. (101) VB vom 11.10.1935. (102) H.Schmidt-Leonhardt, Deutsches Kulturrecht, 1936, S.13. (103) O.Diétrich, Der Nationalsozialismus als Weltanschauung und Staatsgedanke, Berlin, S.6. (104) H.Reuß, VA 1936, S.231f. (105) H.B.Brauß, a.a.O., S.7. (106) A.a.O., S.31. (107) K.Larenz, Deutsche Rechtserneuerung und Rechtsphilosophie, Tübingen 1934, S.44. (108) H.Krüger, DR 1935, S.210. (109) G.Dahm, a.a.O., S.225. (110) R.Freister, Deutsches Strafrecht 1936, S.65. (111) E.R.Huber, Verfassungsrecht des Großdeutschen Reiches, 2.Aufl., S.194f. (112) H.Reuß, VA 1936, S.7. (113) G.Dahm, a.a.O. (114) E.R.Huber, a.a.O., S.194ff. (115) H.Lammers, VB vom

3.9.1938. (25) MK, S.99. (26) MK, S.378. (27) Domarus, S.564. (28) E.R.Huber, a.a.O., S.196. (29) H.Reuß, a.a.O., S.7f.

(30) Picker, S.488ff. (31) Die Reden Hitlers am Reichsparteitag 1933, S.20. (32) W.Stuckart/G.Neße, Partei und Staat, Wien 1938, S.14. (33) W.Stuckart, DR 1936, S.346. (34) VB vom 4.2.1934. (35) W.Stuckart/H.v.R.=v.Hoewel/R.Schiddermair, Der Staatsaufbau des Deutschen Reichs, Leipzig 1943, S.109. (36) Der Kongreß zu Nürnberg vom 5 bis 10.September 1934, München 1934, S.204f. (37) VB vom 4.9.1928. (38) Der Reichsorganisationsleiter der NSDAP(Hg.), Organisationsbuch der NSDAP, München 1936, S.15. (39) Der Kongreß zu Nürnberg vom 5 bis 10.September 1934, S.211. (40) Die Reden Hitlers am Reichsparteitag 1933, S.40f. (41) VB vom 28.10.1935. (42) Das Schwarze Korps vom 21.5.1936. (43) G.Neße, Das Gesetz zur Sicherung der Einheit von Partei und Staat, Dresden 1934, S.8. (44) H.Nicolai, a.a.O., S.6. (45) O.Gauweiler, Rechenrichtungen und Rechsaufgaben der Bewegung, München 1939, S.2. (46) W.Stuckart/H.v.R.=v.Hoewel/R.Schiddermair, a.a.O. (47) Die Reden Hitlers am Parteitag der Freiheit 1935, S.79. (48) W.Stuckart/G.Neße, a.a.O., S.14. (49) Die Reden Hitlers am Parteitag der Freiheit 1935, S.80ff. (50) A.a.O., S.80. (51) BA, NS.11/28.BI.139. (52) P.M.Benneckenstein(Hg.), Dokumente der deutschen Politik.Bd.5., Berlin 1938, S.30. (53) Rauschnig, S.45. (54) H.Himmeler, a.a.O., S.4. (55) Hitlers Rede vom 25.1.1939, H.-A.Jacobsen/W.Jochmann, Ausgewählte Dokumente zur Geschichte des Nationalsozialismus 1933-1945.Bd.1, Bielefeld 1961. (56) Die Reden Hitlers am Reichsparteitag 1933, S.37. (57) BA, NS.11/28.BI.138f. (58) Der Parteitag Großdeutschland vom 5. bis 12.September 1938, S.330. (59) H.Göring, Zeitschrift der Akademie für Deutsches Recht 1934, S.234. (60) W.Stuckart/R.Höhn/W.Best/Klopfer/H.Lehmann, Reich, Volksordnung, Lebensraum, Zeitschrift für völkischen Verfassung und Verwaltung.1941.Bd.1, Geleitwort. (61) R.Huber, ZStW 1935, S.28ff. (62) J.Heckel, Der deutsche Staat der Gegenwart.(C.Schmitt(Hg.)), 1935, S.11f. (63) MK, S.426. (64) Die Reden Hitlers am Parteitag der Freiheit 1935, S.77. (65) H.Buchheim, Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte 1960, S.164ff.,Staatslexikon.Recht, Wirtschaft, Gesellschaft.Bd.5, Freiburg 1960, S.911f.,Totalitäre Herrschaft, München 1962.,Anatomie des SS-Staates.Bd.1, München 1967[1979]. (66) Ders., Totalitäre Herrschaft, S.110. (67) H.J.Laski, The State in Theory and Practice, London

- 1935[1960]. S. 21. 『石上成平論『國家——理論と現実』』岩波書店 一九三二[三] (95) Die Reden Hitlers am Parteitag der Freiheit 1935, S. 80. (93) W. Stuckart, DJT 1936, S. 273. (92) M. Weber, a.a.O., S. 29. (93) RGBl 1933, Teil I, S. 83. (93) Preussische Gesetzsammlung 1933, S. 33. (240) J. J. Rousseau, Contrat social ou principes du droit politique, Paris 1931, S. 238. [齋藤恒夫・前二河次郎編『社会科学叢書』岩波書店 一九三四年] (91) H. Kelsen, Die philosophischen Grundlagen der Naturrechtslehre und des Rechtspositivismus, Charlottenburg 1928, S. 65. [野田實・武蔵雄一編『法學叢書』法政學社 一九三三[三] (92) C. Schmitt, a.a.O., S. 32ff. (243) MK, S. 426. (24) W. Stuckart, DJT 1936, S. 273. (95) G. Neeße, a.a.O., S. 64. (92) H. Krüger, Führer und Führung, S. 43. (27) C. Schmitt, a.a.O., S. 42. (93) E. A. Höndorf, Jugend und Recht, 1934, S. 202. (92) R. Höhn, DR 1935, S. 290. (92) G. Neeße, Führergewalt, S. 47ff. (92) 本編『一一一』 (93) Ritterbusch, JW 1934, S. 2195. (92) E. R. Huber, Verfassungsrecht des Großdeutschen Reiches, 2. Aufl., S. 230. (92) Führer-Reden zum Winterhilfswerk 1933-1936, München 1937, S. 12f. (93) H. Buchheim, Anatomie des SS-Staates, Bd. I, 2. Aufl., S. 21. (92) Ders., Totalitäre Herrschaft, S. 25f. (92) G. Schulz, Die Nationalsozialistische Machtergreifung, (K. D. Bracher/W. Sauer/G. Schulz(Hg.)), 1962 Köln, S. 422. (92) H. Buchheim, a.a.O., S. 21f. (92) Die Reden Hitlers am Parteitag der Freiheit 1935, 16f., 66f. (92) E. R. Huber, a.a.O., S. 233f. (92) J. Heckel, Deutsche Verwaltungsblätter, 1937, S. 61. (92) A. a. O. (92) E. R. Huber, a.a.O., S. 234. (92) H. Krüger, a.a.O., S. 45. (92) W. Stuckart/H. v. R. v. Hoewel/R. Schidermair, a.a.O., S. 76f. (92) H. Triepel, a.a.O., S. 54. (92) R. Höhn, DRW 1937, S. 209. (92) H. Triepel, a.a.O. (92) C. L. de S. Montesquieu, De l'esprit des lois, 1961 Paris, II, 11, 6. [野田實・武蔵雄一編『法學叢書』岩波書店 一九八九年] (70) H. Krüger, a.a.O., S. 15. (27) G. Dahm, a.a.O., S. 226. (92) H. Krüger, a.a.O., S. 45f. (92) H. B. Braube, a.a.O., S. 52. (74) DR 1934, S. 328. (75) H. Triepel, a.a.O., S. 48. (76) D. Rebenitsch, Führerstaat und Verwaltung im Zweiten Weltkrieg, Stuttgart 1989, S. 44ff. (77) H. Triepel, a.a.O., S. 48ff. (78) D. Rebenitsch, a.a.O., S. 46. (79) H. Krüger, a.a.O., S. 46. (80) MK, S. 493. (81) O. Koellreuter, Der Aufbau des deutschen Führerstaates, Berlin 1936, S. 14. (82) H. Krüger, a.a.O. (83) R. Ley, Wir alle helfen dem Führer, München 1937, S. 167. (82) H. Buchheim, Totalitäre Herrschaft, S. 113f. (92) H. Krüger, a.a.O., S. 43, 46. (92) R. Ley, Soldaten der Arbeit, S. 138. (87) ErbesObGer. Jena, Beschl. v. 25. 1. 1939, DR 1939, S. 731.

- (82) P.D.Thiele, Partei und Staat, München 1971, S.27. (83) 植利明『植利明』三六頁。(84) Das Schwarze Korps vom 15.5.1941. (85) E.R.Huber, ZStW 1935, S.210. (86) H.B.Brauß, a.a.O., S.60. (87) Organisationsbuch der NSDAP, S.15.
- (88) M.Rauh, Historisches Jahrbuch, 1987, S.115ff. (89) L.Gruchmann, Justiz im dritten Reich, München 1988, S.750f. (90) D.Reberitsch/K.Teppe, Verwaltung contra Menschführung im Staat Hitlers, Göttingen 1986, S.26. (91) RGBl 1919,S.1419,1930,Teil I, S.96. (92) Organisationsbuch der NSDAP, S.16. (93) H.Göring, Aufbau einer Nation, Berlin 1934, S.53f. (94) TMW.C.Bd.28, S.499. (95) MK, S.378, 493, 501f., 661. (96) T.Maunz, Neue Grundlagen des Verwaltungsrechts, Hamburg 1934, S.16ff. (97) E.Becker, a.a.O., S.36f. (98) W.Hamel, DJT 1936, S.1466. (99) W.Jochmann(Hg.), Adolf Hitler.Monologe im Führer-Hauptquartier 1941-1944, Hamburg 1980, S.123. (100) P.D.Thiele, a.a.O., S.31. (101) H.Arendt, a.a.O., S.588f. (102) VB vom 8.11.1938. (103) TMW.C.Bd.12, S.381. (104) TMW.C.Bd.32, S.21. (105) A.a.O. (106) H.J.Döschner, Reichskristallnacht, Frankfurt am Main 1988, S.96. (107) 水嶋の夜『人文書』一九九〇年。(108) TMW.C.Bd.32, S.21f.
- (109) TMW.C.Bd.32, S.27. (110) Picker, S.382f. (111) W.Best, Die Deutsche Polizei, Darmstadt 1941, S.26. (112) W.Hamel, a.a.O. (113) W.Best, a.a.O. (114) TMW.C.Bd.32, S.29. (115) W.Hamel, a.a.O. (116) Picker, S.160. (117) M.Rauh, a.a.O., S.114. (118) Picker, S.383. (119) H.H.Dietze, Naturrecht in der Gegenwart, Bonn 1936, S.299f. (120) R.Höhn, DR 1935, S.298. (121) R.Freisler, DJ 1933, S.670. (122) H.B.Brauß, a.a.O., S.52. (123) H.Frank, Deutsche Verwaltung, 1938, S.739. (124) Picker, S.113. (125) W.Best, a.a.O., S.27. (126) 植利明『植利明』三六頁。(127) Domarus, S.1794. (128) Domarus, S.336. (129) Die Reden Hitlers am Parteitag der Freiheit 1935, S.85. (130) MK, S.475. (131) Reden des Führers am Parteitag der Arbeit 1937, München 1938, S.24. (132) Domarus, S.564. (133) VB vom 18/19.6.1933. (134) Rauschnig, S.22. (135) Domarus, S.1922.